

帯広市地域防災計画

(地震災害対策編)

令和 7 年 2 月

帯 広 市 防 災 会 議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画の効果的促進	1
第4節	計画の基本方針	1
1	防災組織	2
2	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第5節	帯広市の概況	9
1	位置	9
2	地勢	9
第6節	帯広市周辺における地震の発生状況	10
第7節	被害想定	16
1	現況	16
2	帯広市の被害想定	16

第2章 災害予防計画

第1節	市民の心構え	19
1	家庭における措置	19
2	職場における措置	19
3	駅やデパート等集客施設でとるべき措置	20
4	街など屋外でとるべき措置	20
5	運転者のとるべき措置	20
6	津波に対する心得	20
第2節	地震に強いまちづくり推進計画	21
1	建築物の安全化	21
2	都市施設等の整備計画	21
3	ライフライン施設等の機能の確保	21
4	復旧対策基地の整備	22
5	災害応急対策等への備え	22
6	耐震改修促進計画の推進	22
第3節	地震防災知識の普及・啓発に関する計画	23
1	防災知識の普及・啓発	23
2	学校等教育関係機関における防災思想の普及	23
3	普及・啓発の時期	24
第4節	防災訓練計画	25
1	訓練実施機関	25
2	訓練の種別	25
3	市及び防災会議が実施する訓練	25
4	民間団体等との連携	26

第5節	食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画	27
1	食料等の確保	27
2	防災資機材の整備	27
3	備蓄倉庫及び分散備蓄の状況	27
4	企業・業界団体との優先供給協定等の締結	28
第6節	相互応援（受援）体制整備計画	30
1	基本的な考え方	30
2	相互応援（受援）体制の整備	30
3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	31
第7節	自主防災組織の育成等に関する計画	32
1	地域住民による自主防災組織	32
2	事業所等の防災組織	32
3	自主防災組織の編成	32
4	組織の活動	32
5	防災資機材等の整備	34
6	自主防災組織の育成支援	34
第8節	避難体制整備計画	36
1	避難誘導体制の構築	36
2	避難場所・避難所等の確保	36
3	避難場所・避難所等の住民への周知	38
4	避難計画の策定等	39
5	被災者の把握	39
6	防災上重要な施設の管理等	40
7	施設の整備計画	41
第9節	避難行動要支援者対策計画	42
1	安全対策	42
2	援助活動	44
3	外国人への支援対策	45
第10節	火災予防計画	46
1	地震による火災の防止	46
2	火災予防の徹底	46
3	予防査察の強化	46
4	防火思想の普及	46
第11節	危険物等災害予防計画	47
1	危険物保安対策	47
2	火薬類保安対策	47
3	高圧ガス保安対策	47
4	毒物・劇物災害対策	47
5	放射性物質災害対策	47
第12節	建築物等災害予防計画	49
1	建築物の防災対策	49
2	がけ地に近接する建築物の防災対策	49
第13節	土砂災害予防計画	50
1	現況	50

2	予防対策	50
3	土砂災害警戒情報の伝達等	50
4	土砂災害警戒情報の伝達系統	51
5	避難施設	51
第14節	液状化災害予防計画	52
1	現況	52
2	液状化対策	52
3	液状化対策の普及・啓発	52
第15節	積雪・寒冷対策計画	54
1	積雪対策の推進	54
2	交通の確保	54
3	雪に強いまちづくりの推進	54
4	寒冷対策の推進	54
第16節	業務継続計画の策定	56
1	市の業務継続計画の策定	56
2	事業所の業務継続計画の策定	56
3	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	56

第3章 地震応急対策計画

第1節	応急活動体制	58
1	非常配備態勢の種類と基準	58
2	臨時非常配備態勢	60
3	帯広市災害対策本部	62
第2節	災害情報等の収集・伝達計画	76
1	災害情報等の収集及び伝達体制の整備	76
2	災害情報等の内容及び通報の時期	76
3	通報手段の確保	77
4	通信施設の整備の強化	79
5	被害状況報告	79
第3節	災害広報・情報提供計画	90
1	広報内容	90
2	広報手段	90
3	広聴活動	91
4	安否情報の提供	91
第4節	避難対策計画	93
1	避難実施責任者及び措置内容	93
2	避難措置における連絡及び協力等	94
3	避難指示等の周知	94
4	避難方法	95
5	避難路及び避難場所等の安全確保	95
6	被災者の生活環境の整備	95
7	避難所の開設	96
8	避難所の運営管理等	96

9	帳簿類の整備	99
10	道(十勝総合振興局)に対する報告	100
11	機関への連絡	100
12	広域避難	100
13	広域一時滞在	101
第5節	救助救出計画	103
1	実施責任	103
2	救助救出を必要とする場合	103
3	救助救出活動	103
第6節	地震火災等対策計画	105
1	消防組織計画	105
2	消防力整備計画	107
3	消防活動体制	107
4	消火任務	107
5	震災予防対策	107
6	震災警防対策	110
7	消防応援出動	110
第7節	災害警備計画	111
1	警察活動の任務	111
2	災害警備本部の設置	111
3	災害時の警察活動	111
第8節	交通応急対策計画	113
1	交通応急対策の実施	113
2	道路の交通規制	114
3	緊急輸送のための交通規制	115
4	北海道緊急輸送道路ネットワーク計画	116
第9節	輸送計画	119
1	実施責任者	119
2	輸送の方法	119
3	輸送の範囲	120
4	費用の限度及び期間	120
5	緊急輸送業務に従事する車両の表示	120
6	輸送状況の記録簿	122
7	緊急輸送要請体制	123
第10節	消防防災ヘリコプター活用計画	125
1	運航体制	125
2	緊急運航の要請	125
3	要請方法	125
4	要請先	125
5	報告	125
6	消防防災ヘリコプターの活動内容	125
7	救急患者の緊急搬送手続等	126
8	ヘリコプターの離着陸可能地	126
9	消防防災ヘリコプター運航系統図	126

第 1 1 節	食料供給計画	1 3 3
1	実施責任	1 3 3
2	食料の供給	1 3 3
3	食料輸送計画	1 3 3
4	応急供給の対象者	1 3 3
5	食料の備蓄及び調達	1 3 3
6	米飯の炊き出し	1 3 3
7	給食の実施	1 3 4
8	費用の限度及び期間	1 3 4
9	炊き出し給与状況の記録	1 3 4
第 1 2 節	衣料・生活必需品物資供給計画	1 3 5
1	実施責任者	1 3 5
2	物資供給の対象者	1 3 5
3	調達の方法	1 3 5
4	給与又は貸与の方法	1 3 6
5	義援金品の取扱い	1 3 6
6	費用の限度及び給（貸）与期間	1 3 6
7	物資の給与状況の記録	1 3 6
第 1 3 節	給水計画	1 3 7
1	実施責任	1 3 7
2	給水対象者	1 3 7
3	応急給水に伴う用語の定義	1 3 7
4	目標応急給水量（1 人 1 日給水量）	1 3 8
5	応急給水活動	1 3 8
6	運搬給水計画	1 4 0
7	応援の要請	1 4 0
第 1 4 節	上下水道施設対策計画	1 4 1
1	実施責任者	1 4 1
2	非常態勢	1 4 1
3	上水道施設	1 4 1
4	下水道施設	1 4 4
第 1 5 節	石油類燃料供給計画	1 4 7
1	実施責任者	1 4 7
2	石油類燃料の確保	1 4 7
第 1 6 節	電力施設災害応急計画	1 4 9
1	電気施設	1 4 9
第 1 7 節	ガス施設災害応急対策計画	1 5 1
1	非常体制	1 5 1
2	供給停止等の措置	1 5 1
3	復旧対策	1 5 2
4	広報活動	1 5 2
第 1 8 節	通信施設災害応急対策計画	1 5 3
1	非常体制	1 5 3
2	防止対策及び応急措置	1 5 3

3	広報活動	153
第19節	鉄道施設災害応急対策計画	155
1	災害時の活動体制	155
2	自衛消防団	155
3	避難誘導等	155
4	初期活動	155
5	応急処置体制	155
6	非常招集	156
7	通信連絡	156
第20節	医療救護計画	157
1	実施責任者	157
2	医療救護対策	157
3	救護班の活動状況等の記録	157
4	患者の移送	158
5	医療機関等の状況	158
6	医師会等に対する出動要請	158
7	医療薬品等の確保	158
第21節	防疫計画	159
1	実施責任	159
2	防疫班の編成	159
3	防疫の種別と方法	159
4	感染症患者等の発生時における対応	160
5	防疫用資器材の調達	160
6	家畜及び畜舎の防疫	160
第22節	廃棄物処理等計画	161
1	実施責任者	161
2	清掃班の編成	161
3	応急措置	161
4	ごみの収集処理の方法	161
5	し尿の収集処理の方法	161
6	死亡獣畜の処理方法	162
7	清掃等施設状況	162
8	清掃車両保有状況	162
第23節	文教対策計画	163
1	実施責任者	163
2	応急教育対策	163
3	文化財等保全対策	164
4	費用の限度及び期間	165
5	学用品の給与状況記録	165
第24節	住宅対策計画	167
1	実施責任	167
2	実施の方法	167
3	平常時の規制の適用除外措置	168
4	施工及び資材の調達	168

5	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	168
6	公営住宅等の斡旋	168
7	住宅の応急復旧活動	169
第25節	被災建築物安全対策計画	171
1	応急危険度判定の活動体制	171
2	応急危険度判定士の確保	171
3	応急危険度判定制度の仕組み	171
4	応急危険度判定の基本的事項	171
5	石綿飛散防止対策	172
第26節	被災宅地安全対策計画	173
1	危険度判定の実施の決定	173
2	判定対象宅地	173
3	判定士の業務	173
4	危険度判定実施本部の業務	173
5	事前準備	173
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	175
1	実施責任者	175
2	実施方法	175
3	火葬場の状況	176
4	費用の限度及び期間	176
5	遺体の捜索等の記録	176
第28節	広域応援・受援計画	179
1	実施機関	179
2	実施内容	179
第29節	自衛隊派遣要請計画	183
1	災害時派遣要請基準	183
2	災害派遣要請の手続	183
3	災害派遣部隊の受入体制	183
4	派遣部隊の撤収要請	184
5	経費負担等	184
第30節	災害ボランティアとの連携計画	185
1	行政とボランティアの役割	185
2	ボランティア団体等の協力	185
3	ボランティアの受入	185
4	ボランティアの活動	185
5	ボランティア活動の環境整備	186
第31節	災害救助法の適用計画	187
1	実施責任者	187
2	災害救助法の適用基準	187
3	災害救助法の適用手続	187
4	救助の実施と種類	187
5	基本法と救助法の関連	191
第32節	障害物除去計画	193

1	実施責任	193
2	障害物除去の対象	193
3	障害物除去の方法	193
4	障害物の集積場所	193
5	放置車両の除去	193
第33節	飼養動物対策計画	195
1	実施責任	195
2	飼養動物の取扱い	195

第4章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	
1	実施責任者	197
2	復旧事業計画の概要	197
3	災害復旧予算措置	198
4	激甚災害	198
第2節	被災者援護支援	201
1	罹災証明書の交付	201
2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	201

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	203
1	推進計画の目的	203
2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務	203
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	204
1	建築物、構造物等の耐震化	204
2	避難場所の整備	204
3	避難路の整備	204
4	消防用施設の整備	204
5	緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	204
6	通信施設の整備	204
第3節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	205
1	避難の確保	205
2	避難場所における救護	205
3	避難行動要支援者の避難支援	206
4	避難誘導等	206
5	意識の普及啓発等	206
6	消防機関等の活動	206
7	水防管理団体等の措置	206
8	電気、ガス、通信、放送関係	207
9	応急復旧等	207
10	交通対策	207
11	市自らが管理又は運営する施設に関する対策	208

1 2	迅速な救助	2 0 9
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	2 1 0
1	資機材、人員等の配備手配	2 1 0
2	物資の備蓄・調達	2 1 0
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	2 1 1
1	後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知	2 1 1
2	注意を呼びかける期間	2 1 1
3	市のとるべき措置	2 1 1
第6節	防災訓練に関する事項	2 1 2
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	2 1 3
1	市職員等に対する教育	2 1 3
2	地域住民等に対する教育・広報	2 1 3

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号、以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民をはじめ観光客や外国人等、本市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

帯広市地域防災計画は本編の他、「一般災害対策編」及び「資料編」から構成する。

第3節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

さらに、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

加えて、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するほか、デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

帯広市は、市民・地域と連携し防災・減災に向け取り組むため、「帯広市防災・減災まちづくり指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

1 防災組織

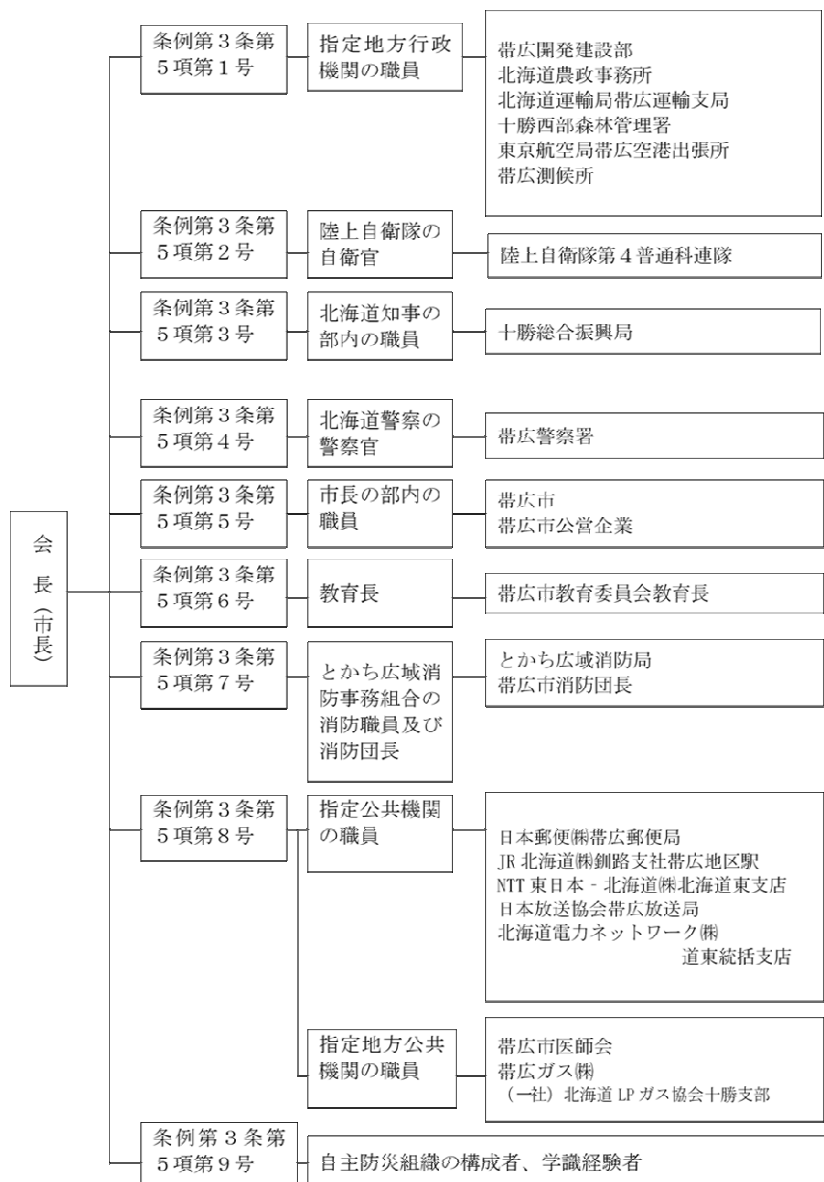
（1）帯広市防災会議

ア 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例（昭和38年4月1日条例第1号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、帯広市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること等を任務とするものである。

イ 防災会議の運営

帯広市防災会議条例及び帯広市防災会議運営規程（昭和39年9月22日帯広市防災会議議決）の定めるところによる。

ウ 防災会議の構成



2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

帯広市防災関係機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

（1）帯広市及びとかち広域消防事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑭その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑮災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑯要配慮者の把握及び擁護に関すること。 ⑰災害ボランティアの受入に関すること。
帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

（２） 指定地方行政機関

（指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広開発建設部	①管轄する道路、河川の改修、維持管理、修繕並びに災害応急対策、復旧を行うこと。 ②防災に関する施設及び組織の整備を図り、災害の予防又は災害の拡大防止を図ること。
帯広財務事務所	①災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 ②災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
北海道農政事務所 帯広地域拠点	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
十勝西部森林管理署	①国有林野の治山事業の実施並びに保安施設等の安全に関すること。 ②国有林野についての林野災害対策に関すること。
北海道運輸局帯広運輸支局	①自動車運送業者に対する運送の協力要請を行うこと。 ②防災関係機関と輸送機関との連絡調整を行うこと
東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。
釧路地方気象台 帯広測候所	① 地震、津波の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ② 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ③ 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑤ 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
帯広労働基準監督署	①事務所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
北海道総合通信局	①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 ②災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援に関すること。 ③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 ④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

（3） 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第5旅団	①災害派遣出動による救援活動に関すること。 ②災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。

（4） 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝総合振興局 （地域創生部） （建設管理部） （保健環境部） （森林室）	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ④災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ⑤市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑥自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑦管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑧水防技術の指導に関すること。 ⑨災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関すること。 ⑩十勝地区林野火災予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関すること
十勝教育局	①災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 ②文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。 ③避難等にかかる公立学校施設の使用に関すること。

（5） 警 察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広警察署	①住民の避難誘導及び救出救助並びに救急交通路の確保に関すること。 ②災害情報の収集に関すること。 ③災害警備本部の設置運用に関すること。 ④被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ⑤犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑥危険物に対する保安対策に関すること。 ⑦広報活動に関すること。 ⑧自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

（6） 指定公共機関

（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便(株) 帯広郵便局	①災害時における郵便輸送の確保及び郵送業務運営の確保を図ること。 ②郵便の非常取扱いに関すること。 ③郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社帯広地区駅	①災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関への支援を行うこと。 ②避難時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ③鉄道施設等の保安に関すること。
東日本電信電話(株) 北海道東支店	①通信設備等の防災対策に関すること。 ②重要通信の確保に関すること。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本銀行帯広事務所	①災害時における通貨の供給確保に関すること。 ②災害時における被災者等に対する非常金融措置の実施・指導に関すること。
日本赤十字社帯広市地区	①救援物資の供給に関すること。 ②救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
日本放送協会帯広放送局	①予報（注意報を含む。）、警報、情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
電源開発(株)上士幌電力所	①所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 ②ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を図ること。
日本通運(株)帯広支店	①災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送等に関すること。
北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。

（７） 指定地方公共機関

（公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの）

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(一社) 帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
(一社) 十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。
(一社) 北海道薬剤師会 十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(公社) 北海道獣医師会 十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送㈱帯広放送局 札幌テレビ放送㈱ 帯広放送局 北海道テレビ放送㈱ 帯広支社 北海道文化放送㈱ 帯広支社	①予報（注意報を含む）、警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス㈱	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
(一社) 北海道バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。
(一社) 十勝地区 トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
(一社) 北海道警備業協 会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。
(一社) 北海道 L P ガ ス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。

（８） 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農業協同組合森林組合	①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ②被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ③保険金及び共済金支払いの手続きに関すること。
帯広商工会議所	①災害時における物価の安定、救助物資の確保について協力すること。 ②被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
日赤奉仕団	①炊き出し・防疫等に関すること。
帯広市無線赤十字奉仕団	①災害時における非常通信業務の協力支援に関すること。
（福）帯広市社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
一般病院診療所	①災害時において医療防疫対策について協力すること。
一般運送業者	①災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危険物関係施設の管理者	①災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避難場所管理者	①避難場所の適正な管理・運営及び応急対策の実施について協力すること。

第5節 帯広市の概況

1 位 置

帯広市は十勝平野のほぼ中心部に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村及び更別村、北は十勝川を境に音更町に接している。

東 端	北緯	42° 45′ 47″	東経	143° 16′ 6″
西 端	北緯	42° 44′ 52″	東経	142° 41′ 13″
南 端	北緯	42° 36′ 53″	東経	142° 54′ 2″
北 端	北緯	42° 57′ 10″	東経	143° 7′ 50″

東 西	46.8 k m
南 北	43.3 k m
周囲長	190.2 k m
面 積	618.94 k m ²

帯広市役所地点	北緯42° 55′ 25″	東経143° 11′ 48″
	標高 39.01m	
帯広測候所地点	海拔 38.4 m	

2 地 勢

- (1) 本市が中央に位置する十勝平野は、北海道の南東部にあり、西は日高山脈、北は大雪山火山群・十勝火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいる。
- (2) 地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地をなすといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、本市付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成している。
- (3) 平野の大部分は、東部の洪積台地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳及び支笏火山等から噴出した火山灰で覆われている。
- (4) 市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯である。

第6節 帯広市周辺における地震の発生状況

帯広市周辺の主な地震被害は、1952年（昭和27年）、1962年（昭和37年）の十勝沖地震、1993年の釧路沖地震、及び2003年の平成15年十勝沖地震と大きな被害を及ぼした地震が発生している。なお、帯広市周辺の主な地震災害発生記録は次のとおりである。

帯広市周辺の主な地震災害発生記録

発生年月日	震央(震源 深さ)	位 置	規模 (M)	被 害 状 況
大正2年2月20日 (1913年)	浦河沖	E142° 18' N41° 48'	6.9	帯広で小さな地割れ、本別で 棚の物落下
大正4年3月18日 (1915年)	十勝沖	E143° 36' N42° 06'	7.0	帯広地方で死者2人
大正15年9月5日 (1926年)	十勝沖	E143° 59' N41° 55'	6.8	樺太から北海道全域にかけて 強い地震。帯広・大津・広尾・ 士幌・清水で強震、帯広を中 心に多少の被害
大正15年10月19日 (1926年)	浦河沖	E143° 04' N41° 40'	6.2	9時29分北海道南半分及び東 北地方の太平洋岸に地震。苫 小牧・広尾・清水で強震、帯 広で震度3
昭和7年11月26日 (1932年)	日高支庁 中部	E142° 28' N42° 25'	7.0	13時24分発生。各地に大き な被害。帯広震度4、陶器店、 雑貨店に被害
昭和13年5月29日 (1938年)	釧路支庁 北部	E144° 27' N43° 33'	6.1	屈斜路湖地震。有感区域は十 勝・釧路・根室。被害は局所的
昭和27年3月4日 (1952年)	十勝沖	E144° 08' N41° 45'	8.2	「十勝沖地震」 震源地は襟裳岬沖70km。十 勝管内罹災戸数9,507戸、罹 災者数53,911人、死者5人、 重軽傷者数363人。全壊戸数 1,684戸、半壊戸数3,141戸、 小破6,088戸、浸水戸数13 戸、焼失4戸、道路決壊54 箇所、橋梁流失破損104箇所、 堤防決壊86箇所、鉄道不通2 箇所。

発生年月日	震央(震源 深さ)	位 置	規模 (M)	被 害 状 況
昭和 33 年 11 月 7 日 (1958 年)	択捉島 付近	E148° 30' N44° 18'	8.1	7 時 58 分発生。釧路強震、帯 広・根室・浦河・札幌中震。道 東を中心に鉄道、通信被害。 津波による港湾施設に被害。
昭和 37 年 4 月 23 日 (1962 年)	十勝沖	E143° 55' N42° 14'	7.0	帯広・広尾震度 5。重傷 2 人、 建物被害 55 戸。
昭和 43 年 5 月 16 日 (1968 年)	三陸 はるか沖	E143° 35' N40° 44'	7.9	「1968 年十勝沖地震」 9 時 49 分発生。震源地襟裳岬 南 150km。北海道から東北に かけて地震。帯広震度 4。被 害十勝管内 30,000 千円
昭和 44 年 8 月 12 日 (1969 年)	北海道 東方沖	E147° 37' N42° 42'	7.8	「根室沖地震」 釧路管内被害、国鉄施設で鉄 橋に亀裂、全壊など 18 箇所
昭和 45 年 1 月 21 日 (1970 年)	日高山脈 南部	E143° 08' N42° 23'	6.7	北海道・東北に地震。帯広・ 広尾・本別震度 5 の強震。震源 地日高山脈楽古岳の北側。広 尾・大樹で大きな被害。十勝・ 日高支庁で負傷者 34 人
昭和 57 年 3 月 21 日 (1982 年)	浦河沖	E142° 36' N 42° 04'	7.1	11 時 32 分北海道全域で強い 地震。浦河で震度 6 の烈震、 帯広震度 4 の中震。陶器店で 被害大
昭和 62 年 1 月 14 日 (1987 年)	日高山脈 北部	E142° 56' N 42° 32'	7.0	20 時 04 分発生。北海道全域 に強い地震。釧路で震度 5、 帯広・根室・広尾で震度 4 の中 震、ビルの窓ガラス、陶器店 で被害
平成 5 年 1 月 15 日 (1993 年)	釧路沖 (103.2 km)	E144° 22' N 42° 53'	7.8	「釧路沖地震」 20 時 06 分発生。北海道から 東北地方にかけて有感。釧路 震度 6、帯広、広尾、浦河震 度 5。地震全体での被害は、 死者 1 人、重軽傷者 932 名、 住家全半壊 84 棟。 帯広では、火災 2 箇所、重傷 6 人、軽傷 280 人、住家壁の 亀裂多数（被害金額 1,430,983 千円）（災害対策 本部設置）

発生年月日	震央（震源 深さ）	位 置	規模 (M)	被 害 状 況
平成5年7月12日 (1993年)	北海道 南西沖 (50 km)	E139° 11' N42° 47'	7.8	「北海道南西沖地震」 22時17分発生。北海道から 東北地方にかけて有感。江差 震度5、室蘭・苫小牧・倶知安、 青森震度4、帯広・札幌震度3。 道南から東北・北陸・中国・山 陰の日本海沿岸に津波観測。 奥尻・瀬棚、大成で高さ30m 近くに上る大津波発生。奥尻 町青苗地区全滅。死者201人、 行方不明29人、重傷81人、 軽傷240人、全壊545棟、半 壊400棟、一部損壊4,854棟。 (被害金額124,309,894千円)
平成6年10月4日 (1994年)	北海道 東方沖 (30 km)	E147° 40' N43° 22'	8.1	「北海道東方沖地震」 22時22分発生。東日本のほ ぼ全域で有感。太平洋及びオ ホーツク沿岸で津波を観測。 釧路・厚岸震度6、広尾・浦 河震度5、帯広・網走・苫小 牧・音別震度4 重傷者12人、 軽傷者331人、家屋被害2,099 棟、道路被害1,318箇所
平成6年12月28日 (1994年)	三陸 はるか沖 (ごく浅 い)	E143° 45' N40° 26'	7.5	「三陸はるか沖地震」 東日本のほぼ全域で有感。太 平洋、及びオホーツク海沿岸 で津波を観測。（根室花咲港 173cm）八戸 震度6、むつ・ 青森・盛岡 震度5、帯広・ 浦河・函館・苫小牧 震度4、 死者3人、負傷者784人、家 屋被害6,229棟、道路被害104 箇所
平成11年5月13日 (1999年)	釧路支庁 中南部 (100 km)	E143° 54' N43° 00'	6.1	2時59分発生。北海道、東北、 関東など広い範囲で有感。釧 路・帯広・足寄・清水・本別・ 広尾・弟子屈、音別 震度4

発生年月日	震央（震源 深さ）	位 置	規模 (M)	被 害 状 況
平成 15 年 9 月 26 日 (2003 年)	襟裳岬 南東 (約 42 km)	E144° 04' N41° 46'	8.0	「十勝沖地震」 4 時 50 分発生。北海道から 関東甲信越地方の広い範囲で 震度 1 以上を観測 幕別町・豊頃町・忠類村・釧 路町・厚岸町・新冠町・静内 町・浦河町 震度 6 弱。足寄 町・帯広市・本別町・更別町・ 広尾町・弟子屈町・釧路市・ 本別町・厚真町・別海町 震 度 5 強。死者・行方不明者 2 名、負傷者 847 名、全壊 116 棟、半壊 368 棟
平成 16 年 11 月 29 日 (2004 年)	釧路沖 (48km)	E145° 16' N42° 56'	7.1	3 時 32 分発生。北海道全域で 強い地震。 弟子屈町、釧路町、別海町で 震度 5 強、 釧路市など震度 5 弱、帯広市 は震度 4。 負傷者 52 名、住宅一部破損 4 棟など。
平成 16 年 12 月 6 日 (2004 年)	釧路沖 (46km)	E145° 20' N42° 50'	6.9	23 時 15 分発生。北海道全域 で強い地震。 厚岸町で震度 5 強、更別村な ど震度 5 弱、 釧路市など震度 4、帯広市は 震度 3。 負傷者 12 名、校舎一部損壊な ど。
平成 17 年 1 月 18 日 (2005 年)	釧路沖 (50km)	E145° 00' N42° 52'	6.4	23 時 09 分発生。道東の広い 範囲で強い地震。 厚岸町震度 5 強、 別海町震度 5 弱、 釧路市、広尾町など震度 4、 帯広市震度 3。 負傷者 1 名、校舎一部損壊な ど。

発生年月日	震央（震源 深さ）	位 置	規模 (M)	被 害 状 況
平成 17 年 8 月 16 日 (2005 年)	宮城県沖 (42km)	E142° 16' N38° 08'	7.2	11 時 46 分発生。北海道から 関東にかけ強い地震。 宮城県で最大震度 6 弱。室蘭 市、帯広市 など震度 3。負傷者 100 名、 住家全壊 1 棟、 住家一部破損 984 棟。
平成 20 年 7 月 24 日 (2008 年)	岩手県沿 岸北部 (108km)	E141° 38' N39° 43'	6.8	00 時 26 分発生。北海道・東北 で強い地震。 八戸市など震度 6 弱。函館市、 浦幌町など 震度 4、帯広震度 3。死者 1 名、負傷者 211 名、 住家全壊 1 棟、住家一部破損 379 棟。
平成 20 年 9 月 11 日 (2008 年)	十勝沖 (31km)	E144° 09' N41° 46'	7.1	09 時 20 分発生。北海道・東北 で強い地震。 浦幌町、大樹町など震度 5 弱。 帯広震度 4。
平成 23 年 3 月 9 日 (2011 年)	三陸沖 (8km)	E143° 17' N38° 19'	7.3	11 時 45 分発生。東北で強い 地震。 宮城県で最大震度 5 弱。帯広 市は震度 3。 負傷者 2 名。住宅一部破損 1 棟など。
平成 23 年 3 月 11 日 (2011 年)	三陸沖 (24km)	E142° 51' N38° 06'	9	「平成 23 年（2011 年）東北 地方太平洋沖地震」 14 時 46 分発生。東北地方を 中心に激しい地震と津波。日 本全国で有感。宮城県栗原市 で震度 7。 仙台、宇都宮震度 6 強、福島、 水戸震度 6 弱。 函館、千歳、岩見沢、帯広、 釧路など震度 4。 死者、行方不明計 20000 名以 上、負傷者 6000 名以上、 住家全壊 120000 棟以上。 津波は 9.3m 以上の大津波が 北海道～四国の太平洋沿岸に 押寄せ甚大な被害。

発生年月日	震央（震源 深さ）	位 置	規模 (M)	被 害 状 況
平成 23 年 4 月 11 日 (2011 年)	宮城県沖 (66km)	E141° 55' N38° 12'	7.2	23 時 32 分発生。北海道から 東北で強い地震。 仙台市、栗原市で震度 6 強、 秋田震度 5 強。 浦幌震度 4、帯広など震度 3。 死者 4 名、負傷者 296 名。
平成 23 年 11 月 24 日 (2011 年)	浦河沖 (43km)	E142° 53' N41° 45'	6.2	19 時 25 分発生。北海道から 東北で強い地震。 浦河町で震度 5 弱、帯広震度 3。
平成 24 年 12 月 7 日 (2012 年)	三陸沖 (46km)	E144° 19' N37° 49'	7.4	17 時 18 分発生。北海道から 東北で強い地震。 東北・関東の太平洋側で震度 5 弱、帯広震度 3。 死者 1 名、負傷者 15 名。
平成 25 年 2 月 2 日 (2013 年)	十勝地方 中部 (102km)	E143° 13' N42° 42'	6.5	「十勝地方南部地震」 23 時 17 分発生。北海道を中 心に強い地震。 十勝中部、釧路中南部、根室 南部で震度 5 強、帯広震度 5 弱。 負傷者 1 名。
平成 30 年 9 月 6 日 (2018 年)	胆振地方 中東部 (37km)	E142.0° N42.7°	6.7	「平成 30 年北海道胆振東部 地震」 3 時 7 分発生。震度は厚真町 で 7、安平町、むかわ町で 6 強、札幌市東区等で 6 弱。死 者 42 人、重軽傷 762 人など各 方面で甚大な被害。 火力発電所等も被災し、北海 道全域 295 万戸で最大 3 日間 にわたり停電。 帯広市では震度 4、重傷者 1 名など。 一時休憩所 12 箇所を設置し 旅行者等を受け入れたほか、 自衛隊による炊き出しを行っ た。 (災害対策本部設置) ※平成 31 年 1 月 28 日 15 時時点

第7節 被害想定

1 現況

帯広市において地震発生により被害が現況で想定されるものとしては、地表の地殻が日本列島下の沈み込みに伴って発生する地震群であり、大部分は海溝周辺で発生するプレート型地震が考えられる。

過去の代表的な地震発生の事例として、1952年（昭和27年）の十勝沖地震（M8.2）、1993年（平成5年）の釧路沖地震（M7.8）及び2003年（平成15年）の十勝沖地震（M8.0）が大きな被害を及ぼしている。このことから帯広市では、従来から被害想定の対象となる大規模地震の発生形態はプレート型地震を中心として考えてきた。

しかし、1995年（平成7年）1月に発生した阪神・淡路大震災は、浅い活断層が地殻のひずみに耐えられなくなって動いたことが原因とされる直下型地震であり、甚大な被害を及ぼした。

十勝においても十勝平野断層帯があり、これは主部と光地園断層からなり、主部は、足寄町から幕別町忠類に至る、長さ84kmの断層帯で、断層の東側が相対的に隆起する逆断層であるといわれている。

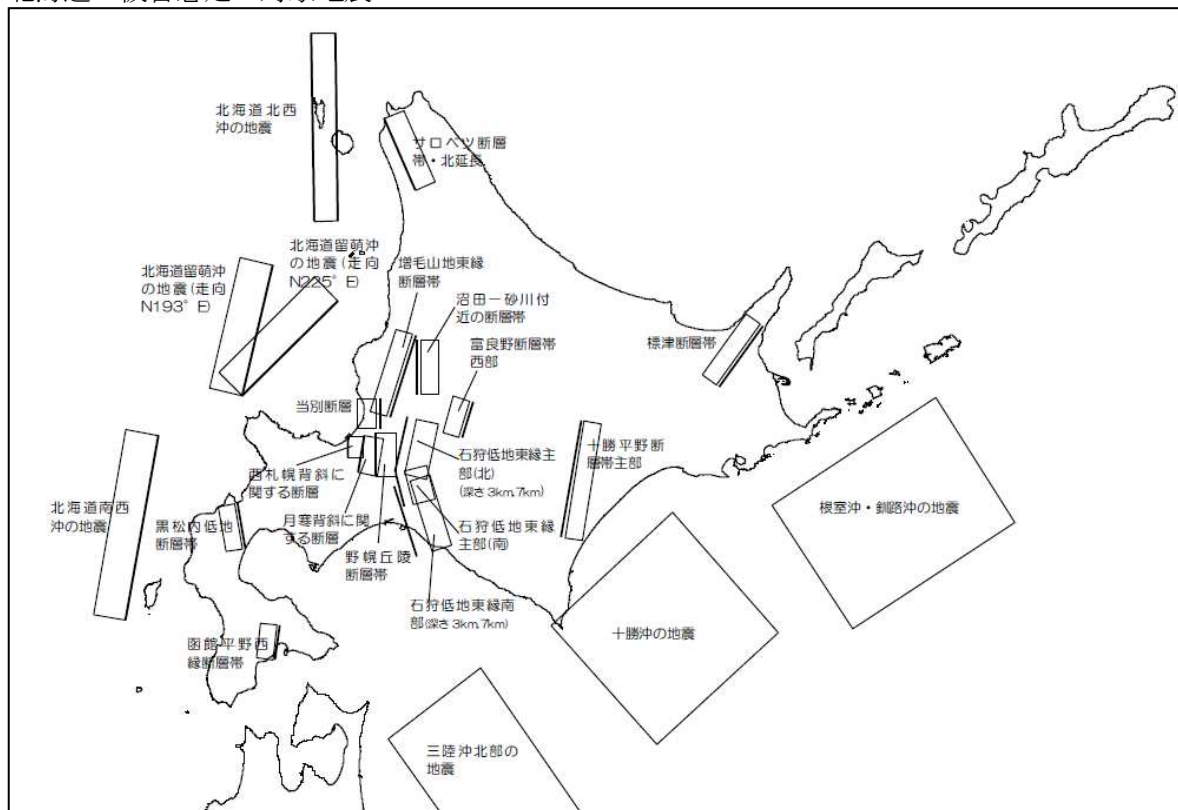
2 帯広市の被害想定

北海道では、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成23年3月）」で設定した31地震193断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として24地震54断層モデルを選定している。平成24年度からは、これらのモデルを対象とした地震動の被害想定調査を行っており、道内全市町村ごとに各モデルの被害想定を公表している。

北海道の被害想定のための対象地震（24地震54断層モデル）

対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田－砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部（北） （深さ7km）	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部 （北）（深さ3km）	45_2、45_3、45_5、30_2
石狩低地東縁断層帯主部（南） （深さ3km）	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部 （深さ7km）	30_5
石狩低地東縁断層帯南部（深さ3km）	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯（断層延長）	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	—	月寒背斜に関連する断層	—
野幌丘陵断層帯の地震	45_1	根室沖・釧路沖の地震	—
十勝沖の地震	—	三陸沖北部の地震	—
北海道北西沖の地震	No. 2、No. 5	北海道南西沖の地震	No. 2
北海道留萌沖（走向 N193° E）の地震	No. 1	北海道留萌沖（走向 N225° E）の地震	No. 2

北海道の被害想定の対象地震



平成29年度には、これまで公表してきた太平洋沿岸（十勝、釧路、根室、渡島、胆振、日高）、日本海沿岸（檜山、後志、石狩、留萌）及びオホーツク海沿岸（宗谷、オホーツク）に加え、内陸部（空知、上川）の地震被害想定調査の結果をとりまとめるとともに、これまで公表してきた地域においても、振興局単位を越える計算結果の整理を行うなど、数値の精査を行った上で、全道版の結果としてとりまとめて公表している。

帯広市は、北海道が公表した被害想定のうち、被害が最も大きい「十勝平野断層帯主部（モデル45_2）」を震源とする地震が「冬の夕方（夕方18時）」に発生したパターンを被害想定とする。なお、北海道の被害想定結果の詳細は次のとおりである。

十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5
(2)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	536棟	210棟	536棟
		揺れによる半壊棟数	2,616棟	996棟	2,616棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	5棟	5棟	5棟
		液状化による半壊棟数	8棟	8棟	8棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	541棟	215棟	541棟
		半壊棟数	2,626棟	1,005棟	2,626棟
(3)火災被害		全出火件数	4件	1件未満	34件
		炎上出火件数	2件	1件未満	16件
		焼失棟数	12棟	1棟	117棟
(4)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9人	1人	6人
		揺れによる重傷者数	55人	15人	38人
		揺れによる軽傷者数	497人	139人	349人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	3人
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	2人
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	4人
	計	死者数	10人	1人	9人
		重傷者数	55人	15人	40人
		軽傷者数	498人	139人	353人
	避難者数	避難所生活者数	19,361人	17,678人	19,520人
避難所外避難者数		10,425人	9,519人	10,511人	
避難者数計		29,786人	27,197人	30,031人	

気象庁の震度階級と計測震度の関係

震度階級	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

※「計測震度」とは、地震動の強さを表す指標

第2章 災害予防計画

市及び防災関係機関は、地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、市民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 市民の心構え

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、市民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

（1）平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認すること。
- イ 建物の補強、家具の固定をすること。
- ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- エ 飲料水や消火器の用意をすること。
- オ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出用品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備すること。
- カ 地域の防災訓練に進んで参加すること。
- キ 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。

（2）地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図ること。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ すばやく火の始末をすること。
- エ 火が出たらまず消火すること。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保すること。
- カ 隣近所に声をかけること。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行うこと。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされないこと。
- コ 秩序を守り、衛生に注意すること。

2 職場における措置

（1）平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。

3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- ア 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- イ あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- ウ 吊り下がっている照明などの下から退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- イ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することから交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

6 津波に対する心得

- 地震が発生した場合、津波が発生することがあるので、ラジオ等で津波情報を聞き、行動をすること。

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (2) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

地震に強いまちづくりを進めるには、災害の発生に備え、都市の防災化を推進するとともに、都市機能の整備、都市環境の向上に努めるものとする。

1 建築物の安全化

- (1) 市、防災関係機関及び施設管理者は、デパート等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮するものとする。
- (2) 市は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- (3) 市は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- (4) 市、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする。

2 都市施設等の整備計画

(1) 道路・橋梁網の整備

道路は広幅員化とともに、街路樹や緑地帯を幅広く整備することで、都市防災上の地域の避難路及び防火対策上の遮断空間としての機能を持つと同時に、緊急患者及び緊急物資等の輸送路として欠くことのできない施設である。

また、市内を流れる中小河川の橋梁は、地域住民の生活圏域や避難場所となっている学校や公園等を繋ぎ、災害時の孤立化を防ぐ意味からも道路と一体となって都市防災上大きな役割を担っている。このことから、災害時において、道路・橋梁がその機能を十分に発揮できるように、計画的に道路等の整備を推進するものとする。

(2) 公園・緑地の整備

災害時における公園・緑地の持つ機能・用途の重要性は非常に高い。大震災が発生したときの被災者の収容空間及び火災等の二次災害の拡大を防ぐ遮断緑地帯として、また、被災者に対する救援物資の集積拠点など大きな役割を果たすことになる。このため、防災の観点から市街地における都市公園、緑地の整備を推進し、安全確保対策の向上に努めるものとする。

(3) 中心市街地の整備

帯広駅周辺土地区画整理事業等により、帯広駅の周辺を中心とした市街地では、都市施設等が整備され、不特定多数の者が利用することから、防災面の配慮として、都市計画道路等（街路・駅南北交通広場）の緑化とオープンスペースの確保に努め、災害時に被災者の避難路及び救助のための救援路、さらに、火災等の災害の拡大を抑え遮断する空間地としての役割を担えるよう推進するものとする。

また、電線類の地中化を進め、災害時の電柱等の倒壊による道路の寸断で災害活動に著しい支障をきたす事態が生じないよう安全対策の向上に努めるものとする。

3 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設等の代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるものとする。

- （2）市及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

4 復旧対策基地の整備

市は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域施設の確保に努めるものとする。

5 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市は地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などの確保に努めることとする。

6 耐震改修促進計画の推進

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定された、北海道耐震改修促進計画を踏まえ策定した帯広市耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については積極的な耐震化に取り組むこととする。

第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画

市及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。

防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

（１）市及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図るものとする。

（２）市及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ア 啓発内容

- （ア）地震に対する心得
- （イ）地震に関する一般知識
- （ウ）非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- （エ）建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- （オ）災害情報の正確な入手方法
- （カ）出火の防止及び初期消火の心得
- （キ）ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- （ク）自動車運転時の心得
- （ケ）救助・救護に関する事項
- （コ）避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- （サ）水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- （シ）高齢者、障害者、外国人など要配慮者への配慮
- （ス）各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- （ア）テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
 - （イ）広報紙、広報車両の利用
 - （ウ）映画、スライド、ビデオ等による普及
 - （エ）パンフレットの配布
 - （オ）講習会、講演会、出前講座等の開催及び訓練の実施
- （３）市及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

（１）学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の

- 実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- （2）児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努めるものとする。
 - （3）地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
 - （4）社会教育においては、PTA、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

地震発生による被害を最小限に食い止めるためには、より実践的な防災訓練の実施により市民の防災意識を高め、自主防災組織の結成や防災活動への積極的な参加を促進し、災害時の応急対策を円滑に実施する基盤づくりを進めるものとする。

1 訓練実施機関

訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

- （１）総合防災訓練
- （２）災害通信連絡訓練
- （３）消防訓練
- （４）避難救助訓練
- （５）非常招集訓練
- （６）防災図上訓練
- （７）応援・受援訓練
- （８）その他災害に関する訓練

3 市及び防災会議が実施する訓練

市及び防災会議は、各機関と緊密な連携の上、訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合防災訓練	年1回 以上	指定避難場 所ごとの区 域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市
災害通信 連絡訓練	適 時	防災関係機 関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合 わせ、想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防機関
消防訓練	火災発生 多発時期 前	火災危険 地区	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、救出救助、消 火の指揮系統確立、広報情報連絡等を 折り込んだ訓練を実施する。	消防機関

避難救助訓練	適 時	指定避難 場所ごと の区域適当 な地区場所	図上又は実施訓練 消防訓練等に併せて避難の指示、伝達 方法、避難誘導、避難所の防疫、給水 給食等を折り込んだ訓練を実施する。	帯広市 消防機関
非常招集訓練	〃		図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の 招集訓練を実施する。	帯広市 消防機関
応援・受援訓練	〃	その都度	図上又は実施訓練	防災会議 帯広市 消防機関
その他災害に関 する訓練	〃		その他災害に関する訓練を実施する。 (他の機関で実施する訓練に協力)	防災会議他

注）細部についてはその都度決定する。

4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画

災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常な困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。

1 食料等の確保

- (1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。

また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。

- (2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。
- (3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。
- (4) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図るものとする。
- (5) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。

2 防災資機材の整備

道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

災害に備えて救援物資及び応急対策用資機材の保管をするため、平成7年度に備蓄倉庫を建設するとともに、令和3年度に拠点備蓄倉庫と指定避難所備蓄品収納物置を整備し、避難所開設時及び運営初期に必要な資機材は各指定避難所の備蓄品収納物置に配備し、その後必要になる資機材及び食料等を拠点備蓄倉庫に集積する体制を整えている。また、農村部に対する対策として大正地区のコミュニティ施設に救援物資等の備蓄をしている。その他、自主防災組織の育成にあわせ、避難所ごとに救援物資の分散備蓄を進めている。

(1) 備蓄倉庫の概要

① 帯広市災害用資機材備蓄倉庫

所在地	帯広市南町南6線46番地（道路維持課道路車両センター敷地内）
完成年月日	平成7年11月1日
構造と規模	鉄骨造り平屋建 108m ²

② 帯広市拠点備蓄倉庫

所在地 帯広市西17条南6丁目6-52（陸上自衛隊帯広駐屯地官舎北側）

完成年月日 令和4年3月1日

構造と規模 鉄骨造2階建 1,080㎡

(2) 指定避難所の倉庫（物置）

平成21年度以降、避難所で必要な備蓄品及び自主防災組織でも使用できる救助・救出資機材を各指定避難所に設置したほか、令和3年度に感染症対策資機材及び避難所開設時と運営初期に必要な資機材を配備するための備蓄品収納物置を各指定避難所（帯広市総合体育館及び市民活動プラザ六中は建物内に収納）に設置している。

(3) 農村部の備蓄拠点づくり

農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等に万全を期するものとする。

4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性から冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や応急物資の確保に万全を期しているところである。

(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定	千代田デンソー株式会社	平成7年10月27日
災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定	宮本機械株式会社	平成7年10月30日
災害時における軽自動車輸送に関する協力協定	赤帽帯広軽自動車運送協同組合	平成17年7月6日
災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	社団法人十勝地区トラック協会	平成18年3月24日
災害時における応急対策等の協力に関する協定	帯広空調衛生工事業協会	平成18年9月22日
災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	生活協同組合コープさっぽろ	平成19年4月23日
災害対応型自販機による協働事業に関する協力協定	北海道コカコーラボトリング株式会社	平成19年8月3日
災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定	イオン北海道株式会社	平成20年2月14日
災害時におけるエルピーガス等の応急・復旧活動の支援に関する協定	社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部	平成22年10月29日
災害時における飲料水の供給に関する協定	北海道ペプシコーラ販売株式会社	平成23年9月1日
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	北海道公衆浴場等業帯広浴場組合	平成24年1月26日

第2章（災害予防計画）

協 定 の 名 称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日
災害時における飲料の供給に関する協定	株式会社伊藤園	平成25年6月7日
災害時における畳の供給に関する協定	株式会社伊吹畳内装	平成25年10月21日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成28年4月20日
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年2月15日
災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定	北海道森紙業株式会社帯広工場	平成29年8月22日
災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定	マックスバリュ北海道株式会社	平成29年10月13日
災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定	株式会社サンドラッグプラス	平成30年1月5日
災害時における物資輸送の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社	平成30年7月3日
災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定	帯広地方卸売市場株式会社	平成30年7月3日
大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人A Z - COM 丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日
災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日
災害時における福祉用具等の供給に関する協定	日本福祉用具供給協会	令和2年3月31日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	トヨタモビリティ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	十勝三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広日産自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネットヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	明治安田生命保険相互株式会社	令和4年10月31日

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

帯広市

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

防災関係機関等

あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を調べておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- （1）道及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- （2）道、市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- （3）道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- （4）道及び市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害時には、市内地域各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応には自ずと限界があり、地震による被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、乳幼児、障害者、高齢者等の要配慮者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

2 事業所等の防災組織

- (1) 多数の客等が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所及び、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。
- (2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。
- (3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、要配慮者に対する安全確保、避難誘導等に対応するように努めるものとする。

4 組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切に行動できるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要であることから、総合訓練を除く、個別訓練として次のような項目を掲げたところである。なお、この訓練を計画する際には、地域の特性を考慮するものとする。

（ア）情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練

（イ）消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して、消火に必要な技術等を習得する訓練

（ウ）避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練

（エ）避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

（オ）救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練

（カ）図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

エ 自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を掌握するとともに災害時の支援体制づくりを行うこと。

オ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等を実施すること。

（2）非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、すばやく地域内住民の安否確認を行い、地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ連絡するとともに、防災関係機関の提供する情報を周知、伝達して住民の不安を解消するなど、的確な応急活動を実施することが重要であることから、予め決定すべき事項として次に掲げたところである。

（ア）連絡をとる防災関係機関

- （イ）防災関係機関との連絡のための手段
- （ウ）防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- （エ）避難場所へ避難した後においては、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて連絡し、混乱・流言飛語の防止にあたること。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を構ずることや、火災が発生した場合、消火器などによる、初期消火に努めることを呼びかけるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときには、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するものとする。

エ 避難の実施

地震発生後、市長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等（以下「避難指示等」という）が発令された場合には、地域内住民の安否確認など初期活動を行った後、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。

なお、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力するものとする。

（3）要配慮者の援護活動

災害時には、要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

5 防災資機材等の整備

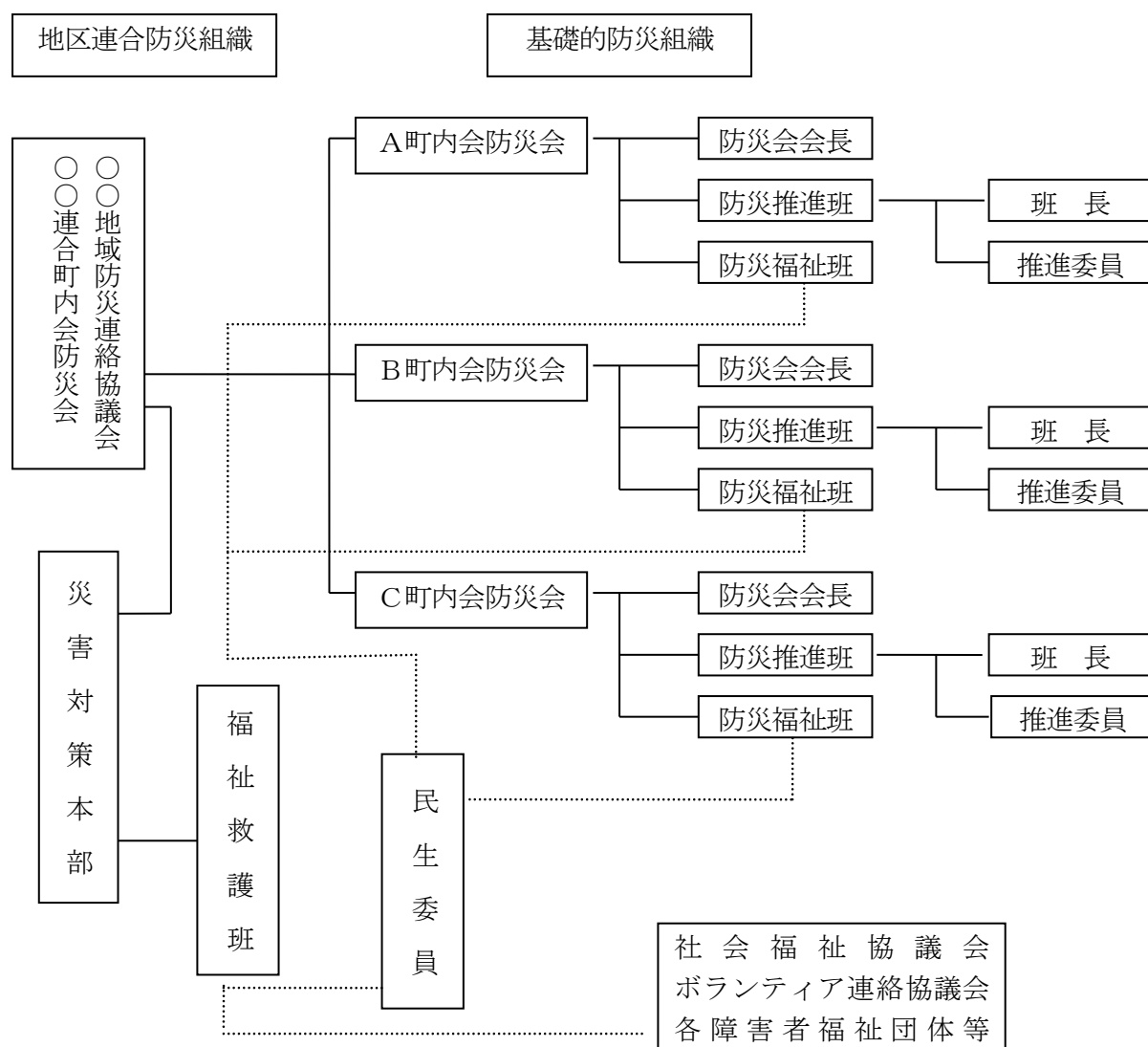
自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

6 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。

- （1）防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣
- （2）防災活動に対する助成

組織編成例



- (1) 地域防災連絡協議会……①避難場所地域の防災会で構成し、地域内防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- (2) 防災会会長……①町内の防災組織の総括責任者、市又は本部との連絡調整のための総括者
- (3) 防災推進班……①災害時の町内における住民の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報の任にあたる。
②避難の誘導指示にあたる。
③日常活動として町内住民の防災意識の啓蒙普及、指導を行う。
- (4) 防災福祉班……①町内会福祉部等で構成する。
②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたるとともに民生委員と連携をとる。
③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の要配慮者の避難誘導にあたるとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。
④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。

第8節 避難体制整備計画

地震から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、地震による大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難経路や避難所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日ごろから市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を定めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (4) 道及び市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (6) 道及び市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意が必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (8) 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。
道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 避難場所・避難所等の確保

市は、地震の発生や地震に伴う災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、避難場所・避難所等を指定するものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定す

るものとする。

ア 指定基準

（ア）洪水災害

- a 洪水発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域（浸水想定区域外または浸水深0.5m未満の浸水想定区域）に立地していること。
- c 安全区域外に立地している場合は、河川氾濫に対して安全な構造であるとともに想定される洪水等の浸水想定水位以上の高さに避難者を受け入れる空間が確保できること。
 - ① 構造物は鉄筋コンクリート（RC）または鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造であること。
 - ② 浸水想定深による避難場所
 - ・ 想定浸水深が0.5m以上3.0m未満の場合は、2階以上
 - ・ 想定浸水深が3.0m以上5.0m未満の場合は、3階以上

（イ）土砂災害

- a 土砂災害時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域（土砂災害危険箇所区域外）に立地していること。

（ウ）地震災害

- a 地震災害時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。
- b 建築物では、耐震構造が新耐震基準に適合または構造耐震指標（Is値0.6以上）のものであること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等（危険物製造所・貯蔵所等）がないこと。

（エ）大規模な火災

- a 大規模火災発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する場所であること。
- b 火災時の輻射熱を回避し、避難者の安全を確保できる空間等を確保できること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等（危険物製造所・貯蔵所等）がないこと。

（2）指定避難所

市は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定するものとする。

ア 指定基準

- （ア）避難するための立ち退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- （イ）速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- （ウ）想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- （エ）車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

（3）広域避難場所

市は、主として大規模火災の災害から住民の安全を確保するための避難場所として広域避難場所を指定するものとする。

広域避難場所は、指定緊急避難場所として指定するものとする。

（4）代替避難所

市は、指定避難所の収容人数が不足しているときや災害が局地的な場合などに開設する避

難所として指定するものとする。

ア 被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

（5）福祉避難所

市は、障害者や医療的ケアが必要な者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設を福祉避難所として指定するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

ア 指定にあたっては、市内の社会福祉事業者等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて、代替避難所等を活用する。

イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。

（6）指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定および解除

ア 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理者は、廃止、改築等により重要な変更を加えようとするときは、市長に届けなければならない。

イ 市は、当該指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所が廃止されたり、基準に合致しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

ウ 市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示を行う。

（7）避難場所・避難所等の管理

ア 避難場所・避難所等を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。

イ 避難場所・避難所等の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における避難場所・避難所等の開設に支障がないようにしておくこと。

（8）その他

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、市有施設の駐車場や災害協定を締結すること等により、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 避難場所・避難所等の住民への周知

市は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

（1）避難場所・避難所等の周知

ア 名称、所在地

イ 避難対象世帯の地区割り

ウ 避難場所・避難所等への経路及び誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については観光入れ込み客対策を含む。）

エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

（2）避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法など
- イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品など
- ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録など

（3）防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4 避難計画の策定等

（1）避難指示等の具体的な発令基準

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等へ周知に努めるものとする。

そして躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

（2）避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、個別計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

- ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
- ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）
- エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- オ 避難場所・避難所等の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

- （ア）給水、給食措置
- （イ）毛布、寝具等の支給
- （ウ）衣料、日用必需品の支給
- （エ）暖房及び発電機用燃料確保
- （オ）負傷者に対する応急救護
- （カ）上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ 避難場所・避難所等の管理に関する事項

- （ア）避難時の秩序保持
- （イ）避難者の避難状況の把握
- （ウ）避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
- （エ）避難者に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- （ア）防災無線による周知
- （イ）SNSを活用した周知
- （ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
- （エ）避難誘導者による現地広報
- （オ）町内会等を通じた広報
- （カ）通信機器等による周知

（3）避難所運営

避難所運営において、市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるほか、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- （1）避難する場所（避難場所、避難所）
- （2）経路
- （3）移送の方法
- （4）時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

- （5）保健、衛生及び給食等の実施方法
- （6）冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

7 施設の整備計画

- （1）市民に対し平時から避難場所等を周知するため、「避難場所誘導標示板」の設置数を概ね消火栓2本に1枚の割合を目処に整備するものとする。

また、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮し、基本的に避難場所等敷地内の四方に設置し、周知を図るものとする。
- （2）避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。

第9節 避難行動要支援者対策計画

地震発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 安全対策

地震発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

（1）市の対策

市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別計画及び避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、市では災害に対する避難行動要支援者への配慮について定めた「おびひろ避難支援プラン(平成22年2月22日)」に基づく支援体制の確立を進める。

ア 個別計画の作成

市は、防災や福祉などの関係する部署のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿(以下「要支援者名簿」という。)の作成。

要支援者名簿作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。

（ア）要支援者名簿に記載する者の範囲

- ① 要介護認定3以上の方
- ② 視覚・聴覚障害1級、2級の方
- ③ 上肢・下肢・体幹機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級の方
- ④ 療育手帳Aを所持する方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑥ 指定難病患者のうち、以下に該当する方

在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者

ただし、訪問支援対象疾患患者については、以下のいずれかに該当する方

- ・ADL（日常生活動作）全介助または一部介助を必要とし、本人・家族共に災害認知・避難行動が困難な方
- ・ADL自立または一部介助の方中、独居または、1日の大半を1人で過ごす方（避難時に配慮が必要な方）

⑦ その他、避難支援が必要と認められる方

（イ）要支援者名簿作成の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（ウ）要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- ① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報
- ② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所有者情報
- ③ 戸籍住民課 転居等情報
- ④ 北海道知事その他の者 要支援者名簿作成に必要ながあると認められる情報

（エ）要支援者名簿等の更新に関する事項

市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者等からの情報を基に、要支援者名簿等の更新を行い、適宜情報共有先に提供する。

ウ 要支援者名簿情報の提供

平常時における要支援者名簿情報の提供については、要支援者名簿に記載されている者のうち、避難行動要支援者の同意を得ている者の要支援者名簿情報とし、市関係部局以外には避難支援等関係者へ情報提供を行うこととする。

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、上記によらず、市関係部局及び避難支援等関係者に避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者台帳情報を提供する。

（ア）消防機関（消防署、消防団）、警察

（イ）民生委員・児童委員

（ウ）社会福祉協議会

（エ）地域包括支援センター

（オ）連合町内会、単位町内会

（カ）自主防災組織

（キ）個別計画作成協議会

（ク）福祉事業所、福祉専門職

（ケ）その他、避難行動要支援者支援等に携わる団体等

エ 要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

要支援者名簿情報の漏えい防止のため、必要な措置を要支援者名簿情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。

オ 避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

カ 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。

キ 避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ク 避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所（以下「福祉避難所」という。）を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組むものとする。

（2）社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が要配慮者であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

イ 社会福祉施設等の管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にするものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保するものとする。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化に努めるものとする。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるものとする。

エ 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するとともに、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

2 援助活動

市は、避難行動要支援者の早期確認等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。

（1）避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

（2）避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

（3）避難所等への移送

避難行動要支援者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。

ア 避難所若しくは福祉避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

（4）応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

（5）在宅者への支援

避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。

（6）応援要請

避難行動要支援者の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。

3 外国人への支援対策

市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

（1）支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

（2）避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

（3）外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第10節 火災予防計画

地震による多発火災を未然に防止するため、火災予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び市民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備の消し忘れ等の原因が多いため、火気の取り扱いについて、市民一人ひとりが常に防火に対し関心を持つように、防火意識の普及に努めるものとする。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるために、市民に対して火災発生時の初期消火の習熟を図るとともに、地域防災の中心となる自主防災組織の育成と火災予防体制の強化を図るものとする。

3 予防査察の強化

査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び要配慮者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して予防対策の万全な指導を図るものとする。

4 防火思想の普及

（1）諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、映画会又は講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料の配布等、防火思想の普及徹底に努めるものとする。

（2）民間防火組織による普及

町内会、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに防火管理者協会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

（3）防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研修会、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、避難の指導等を実施し、防火組織の育成、強化に努めるものとする。

（4）危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱について指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進するものとする。

第11節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は次のとおりである。

1 危険物保安対策

- （1）危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行うものとする。
- （2）危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底、並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業内における協力体制の確立について指導するものとする。
- （3）石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

2 火薬類保安対策

市（消防機関）は、事業所に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

3 高圧ガス保安対策

市（消防機関）は、事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

4 毒物・劇物災害対策

市（消防機関）は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

5 放射性物質災害対策

市（消防機関）は、火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

（1）市街地における再開発の促進

市は、建築物の不燃化など都市防災を図るため、低層過密の市街地の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

（2）木造建築物の防火対策の推進

市は本市の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

（3）既存建築物の耐震化の促進

市は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備するものとする。

また、市は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、指導、助言等を行うものとする。

（4）ブロック塀等の倒壊防止

市は地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、パトロールなどを通じて点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

（5）窓ガラス等の落下物対策

市は地震による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

（6）被災建築物の安全対策

市は応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備するものとする。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

市はがけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第13節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現 況

本市の土砂災害警戒区域は以下のとおり。

土砂災害警戒区域のみ (令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日

2 予防対策

土砂災害警戒区域等では山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報紙、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。土砂災害警戒区域は次のとおりとする。

3 土砂災害警戒情報の伝達等

1 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、発表する情報である。

2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。

(1) 発表基準

ア 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合。

(2) 解除基準

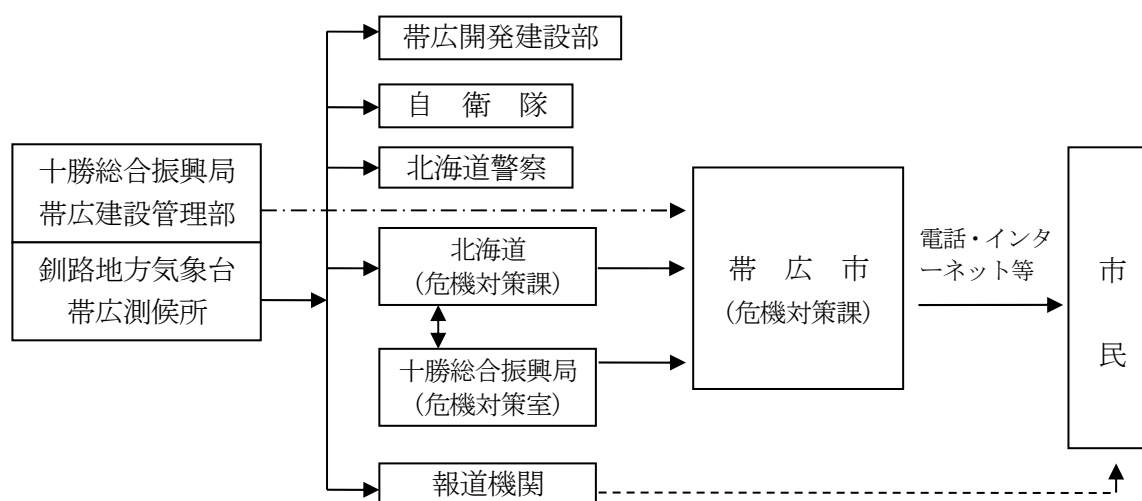
ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想さ

れる場合。

イ 無降雨状態が長時間続いている場合。

4 土砂災害警戒情報の伝達系統

市は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民に伝達する。



※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」

5 避難施設

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生または発生のおそれがある場合の避難施設は、広野小学校、戸蔭林業センター、八千代農業センターとする。ただし、他の災害が複合的に発生または発生のおそれがある状態で、当該避難施設への避難が危険な場合は、他の指定避難所または指定緊急避難場所へ避難するものとする。（資料編1－2 指定緊急避難場所一覧参照）

第14節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。

十勝においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。さらに、兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

最近では、十勝沖地震（2003年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

2 液状化対策

市並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。

3 液状化対策の普及・啓発

市並びに防災関係機関は、液状化対策について、市民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図るものとする。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努めなければならない。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、市及び防災関係機関は、「帯広市雪害対策要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 交通の確保

災害時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

（1）除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪能力の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

（2）積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

（1）家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

（2）積雪期における避難所、避難路の確保

道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

（1）避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等確保に努めるものとする。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍

結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

（2）被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。

第16節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 市の業務継続計画の策定

大規模な地震発生時には、被災による公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、その一方で、人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められる。

業務継続計画は、地震防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、震災対策として本計画で定める業務等の細部計画として、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材の資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画である。

市は業務継続計画を策定し、計画に基づき、災害時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとする。

2 事業所の事業継続計画の策定

事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市や地域の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者は事業継続計画を策定する必要がある。

事業者が事業継続計画を策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保されることから、事業者は事業継続計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第3章 地震応急対策計画

地震災害時に、災害の発生を防ぎ、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止並びに災害の拡大を防止するための計画を定めるものとする。

第1節 応急活動体制

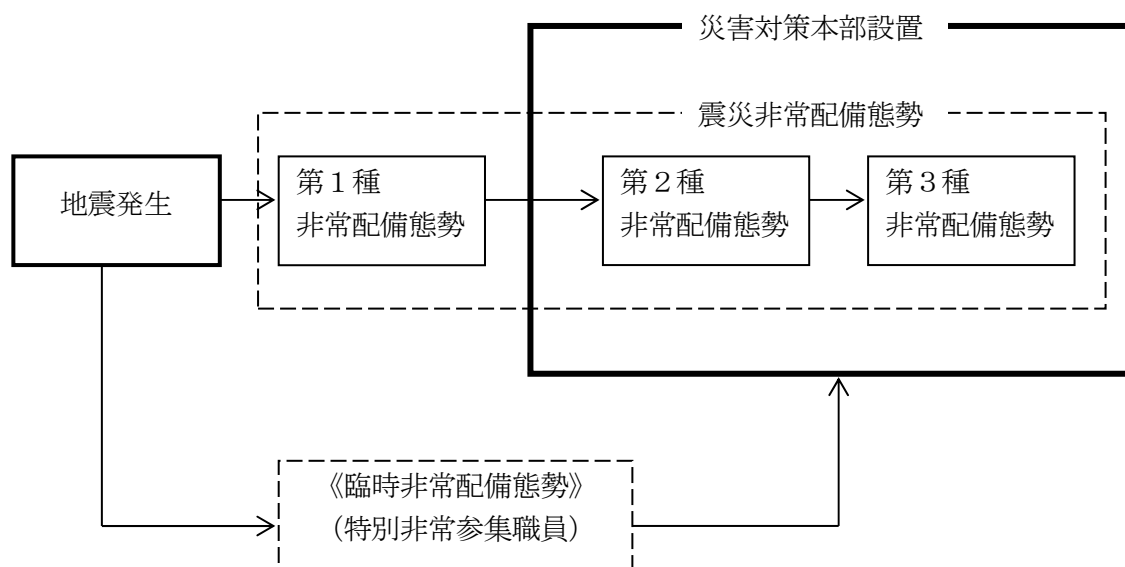
本市において、地震災害時は、市民の生命・財産を災害から守るため、市及び防災関係機関は状況に応じた有効な対策及び行動を行うとともに、速やかに必要な体制を確立し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

1 非常配備態勢の種類と基準

市長は、地震が発生し又は発生するおそれがある場合に、予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、種別を指定して非常配備態勢を指令するものとする。

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備態勢、活動内容に関する基準は次の「非常配備の種類と配備基準」の区分による。



「非常配備の種類と配置基準」

地震災害関係

(ア) 震災第1種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 被害は軽微と見込まれるが公共機関・施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。
配備態勢	(1) 次の部所属の職員が情報収集及び連絡にあたる。 総務部危機対策室危機対策課 (2) 次の部所属の所属長を招集し、情報収集及び関係対策の指示にあたる。 ①政策推進部広報秘書室広報広聴課 ②都市環境部都市建築室都市政策課 ③市民福祉部地域福祉室地域福祉課 ④学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤上下水道部経営室総務課 ⑥その他関係部室課 (3) その他の所属長は自宅待機とする。
活動内容	(1) 危機対策課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係課への状況報告通知を行う。 (2) その他指定の招集所属長は、関係者及び関係機関との連絡調整に当たるとともに、施設の被害の状況の収集に当たる。 (3) 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置及び対策にあたる。

(イ) 震災第2種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度5弱又は震度5強の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 市全域、或いは局地的に大きな被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部の主任職以上は速やかに参集し、情報連絡及び被害状況の収集の任に当たる。 (3) 状況により、所属職員の所要の人員を招集し所掌する災害対策に当たる。 (4) 被害の状況により第3種非常配備態勢に移行できる態勢とする。
活動内容	(1) 速やかに市内地域及び所管業務関係の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各部各班は、速やかに状況を把握し、職員の招集、被害状況調査・及び応急対策活動に当たる。

(ウ) 震災第3種非常配備態勢

配置基準	(1) 震度6弱以上の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 (2) 市全域にわたり、甚大な被害が発生又は予想されるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部各班の全員をもって、所掌する災害対策に当たる態勢とする。
活動内容	(1) 速やかに市全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 (2) 各部各班は、全勢力を上げて、速やかに市全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、精力的に応急対策活動に当たる。

- (1) 各部長、各班長は前記の基準に基づき、予め非常配備編成計画書（様式1－1）を作成するとともに、平常時より人員、車両及び資機材の配備計画をたてておくものとする。

注）配備編成計画書は毎年4月末日までに総務部長に提出する。

- (2) 各部室課長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

2 臨時非常配備態勢

大規模地震の発生時刻が夜間や早朝又は休日において、通信の途絶等により非常配備態勢の連絡がとれない場合には、特別非常参集職員※が災害対策本部の設置がなされるまでの間、参集職員に応じて必要な配備態勢を順次編成して対処する。

※特別非常参集職員：本庁舎を起点に2km圏内に居住している本庁舎勤務職員

様式1（地震災害対策編）

年度 非常配備編成計画書

（ 月 日現在）

内容 配備区分	部 班		(連絡先 番)			職員総数	
	部情報連絡責任者 職氏名		部情報連絡員 職氏名				
	課名	係名	職 氏 名	車種	台数	必要資機材名	数量
震災第1種 非常配備							
小計							
震災第2種 非常配備							
小計							
震災第3種 非常配備							
小計							
合計							

（注）（1）この計画書は地震災害について記載のこと。

（2）本庁舎を基点に2km圏内に居住の本庁舎勤務職員の氏名を（ ）で囲むこと。

3 帯広市災害対策本部

帯広市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法及び 帯広市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 2 号）、帯広市災害対策本部条例施行規則（平成 6 年規則第 37 号）に基づいて、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、市防災会議と密接な連絡のもとに、災害応急対策を実施する。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

（1）本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定により、次のア、イの一に該当し、市長が必要であると認めたときに設置する。

ア 震度 5 弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度 4 以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（2）本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、報道機関等に周知する。

ア 全職員（庁内放送、無線、有線電話など）

イ 防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関（無線、有線・無線電話など）

ウ 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車など）

（3）本部設置場所

ア 災害対策本部は本庁舎 4 階に置く。

この場合、情報収集・連絡調整の事務処理等のため、本部事務局は 3 階会議室などにおいて、事務を執り行うことができるものとする。

イ 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部室前に右の本部標識を掲示する。

25 c m

帯
広
市
災
害
対
策
本
部

110 c m

（4）現地本部の設置

ア 本部長は、早急な諸対策を行うため必要と認めたときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。

イ 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする

ウ 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により、適切な指示を講ずるものとする。

（5）本部の廃止

ア 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。

（ア）本市の地域に災害発生の危険が解消したとき。

（イ）災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。

（ウ）公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。

イ 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知するものとする。

ウ 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部室課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部室課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

(6) 本部の組織及び所掌事務

ア 本部に部及び班を置く。

イ 本部の組織は、別表1のとおりとする。

ウ 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する部課、並びにそれぞれの部、班の所掌事務は、別表2、別表3のとおりとする。

エ 各班の編成及び所掌事務については、原則として別表によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに本部長へ報告する。

オ 災害状況、又は必要と認めるときは、本部長は、別表と異なる編成を各部班に指示することができる。

(7) 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部会議」及び「本部情報連絡室」を置く。

ア 本部会議

(ア) 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長、本部付及び指定の本部員をもって構成する。

- | | |
|--------|--------------|
| a 本部長 | 市長 |
| b 副本部長 | 副市長 |
| c 本部付 | 公営企業管理者及び教育長 |
| d 本部員 | |

帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長（同条第5項による部長の代理者を含む。）及びとかち広域消防局の職員のうちから市長が指名する者をもって構成する。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| e 本部情報連絡室長 | 総務部長 |
| f " 副室長 | 総務部総務室長、総務部危機対策室長 |

(イ) 本部会議の協議事項

- a 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関すること。
- b 災害情報、被害状況の分析に関すること。
- c 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関すること。
- d 職員の配備態勢の切り替え及び廃止に関すること。
- e 関係機関に対する応援要請及び災害救助法の適用要請に関すること。
- f 業務継続計画の発動・解除に関すること
- g その他災害対策に関する重要な事項

(ウ) 本部会議の開催

- a 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- b 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

- c 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- d 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、総務部長にその旨を申し出ることができる。

イ 本部情報連絡室

(ア) 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

(イ) 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。

- a 室 長 総務部長（総務部長）
- b 副 室 長 総務部総務室長、総務部危機対策室長（総務副部長）
- c 室 長 補 佐 危機対策課長（総務部総務班長）
- d 専 従 職 員 危機対策課職員（ 〃 総務班）
- e 兼 務 職 員 政策推進部広報秘書室広報広聴課職員（政策推進部広報第 1 班）
- f 災害情報連絡員 各部の情報責任者が指名した職員をもって充てる。

(ウ) 本部情報連絡室の事務局は、総務部危機対策室危機対策課に置く。

(エ) 室長は災害の規模・状況に応じて必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室に常駐させ、所属部の情報連絡責任者との連絡にあたらせるものとする。

(オ) 室長は、室長補佐を通じ専従職員をして、災害に関する情報の収集、分析、及び災害対策に必要な情報の整理等にあたらせるものとする。

ウ 災害情報連絡責任者

(ア) 各部に災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）を置く。

(イ) 各部長は、あらかじめ所属職員の中から情報連絡責任者を指名し、「非常配備編成計画書」（様式 1）により総務部長に報告するものとする。

(ウ) 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

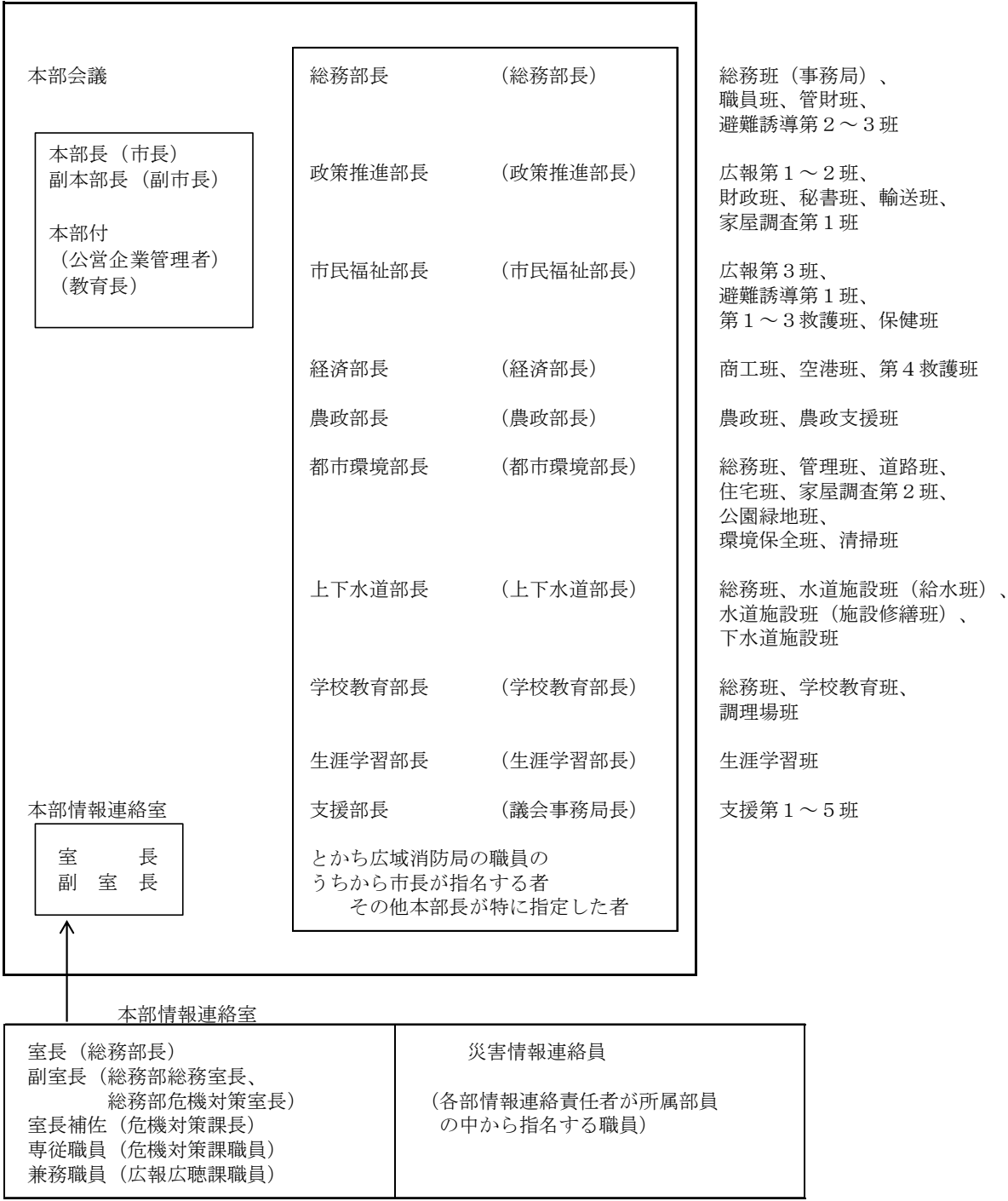
- a 所属部内の職員の動員、配備態勢の状況掌握
- b 所属部の災害、被害の状況の調査収集
- c 応急対策の実施・活動状況の掌握
- d 応急災害対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
- e 所属部内の各班に係る災害に関する情報（以下「災害情報」という。）のとりまとめ
- f 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整
本部情報連絡室との情報伝達については、原則として連絡室常駐のそれぞれの部の情報連絡員を通じて行うものとする。
- g 前項の「情報連絡等」の報告は、本章第 2 節「災害情報等の収集・伝達計画」に定めるところによる。

(8) 市長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときには、帯広市長職務代理規則（昭和 62 年規則第 41 号）に定める副市長がその職務を代理する。

別表1

《 災害対策本部組織図 》



別表 2

部班の編成内容

部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課
		職員班	人事課長	人事課
		管財班	契約管財課長	契約管財課 I C T推進課
		避難誘導第 2 班	戸籍住民課長	戸籍住民課
		避難誘導第 3 班	川西支所長	川西支所
			大正支所長	大正支所
政策推進部	政策推進部長	広報第 1 班	広報広聴課長	広報広聴課
		広報第 2 班	企画課長	企画課
		財政班	財政課長	財政課
		秘書班	秘書課長	秘書課
		家屋調査第 1 班	資産税課長	資産税課
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課
市民福祉部	市民福祉部長	広報第 3 班	市民活動課長	市民活動課
		避難誘導第 1 班	国保課長	国保課
		第 1 救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課
		第 2 救護班	生活支援第 1 課長	生活支援第 1 課 生活支援第 2 課
		第 3 救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課
		保健班	健康推進課長	健康推進課
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課
		空港班	観光交流課長	観光交流課
		第 4 救護班	観光交流課長	観光交流課
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課
		農政支援課	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課

部名	部 長	班 名	班 長	班に属する課
都市環境部	都市環境部長	総務班	都市政策課長	都市政策課
		管理班	管理課長	管理課
		道路班	道路維持課長	道路維持課 土木課
		住宅班	住宅営繕課長	住宅営繕課
		家屋調査第2班	建築開発課長	建築開発課
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課
		環境保全班	環境課長	環境課 中島地区振興課
		清掃班	清掃事業課長	清掃事業課
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課
		水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課
		水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課
		下水道施設班	下水道課長	下水道課
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導課 教育研究所 南商業高等学校 学校地域連携課
		調理場班	学校給食センター長	学校給食センター
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習文化課長	生涯学習文化課 スポーツ課 図書館 動物園 百年記念館 児童会館
支援部	議会事務局長	支援第1班	議会事務局総務課長	議会事務局総務課
		支援第2班	選挙課長	選挙課
		支援第3班	監査委員事務局主幹	監査委員事務局
		支援第4班	会計課長	会計課
		支援第5班	臨時の部局の課長職	臨時の部局
備考				
1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職（帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）第5条の2の規定により決定された職務の級（以下「職務の級」という。）が8級に属する職員をいう。以下同じ。）及び室長職（職務の級が7級に属する職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。ただし、当該部長を除く。				
2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び室長職並びに会計管理者をもって充てる。				

3 班の副班長は、班に属する課の課長職（班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。）及び、課長補佐職（管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。）をもって充てる。ただし、当該班長を除く。

別表 3

各部班の所掌事務

部名	班 名	所 掌 事 務
総 務 部	総 務 班	1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。 4 気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。 5 災害状況の取りまとめに関すること。 6 国・道に対する要請及び報告に関すること。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 8 災害時の車両（作業用を除く。）の確保及び配車に関すること。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。 10 災害日誌及び災害記録に関すること。 11 通信連絡機能の確保に関すること。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関すること。 15 災害時における交通事故防止対策に関すること。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。 17 その他特命事項に関すること。
	職 員 班	1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。 2 労務供給対策に関すること。 3 支援活動団体等の配備調整に関すること。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。 6 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	管 財 班	1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 市有財産（教育施設を除く。）の応急利用に関すること。 3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。 5 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
総務部	避難誘導第2班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	避難誘導第3班	1 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。
政策推進部	広報第1班	1 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	広報第2班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 3 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 4 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 5 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 6 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 7 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	財政班	1 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 2 災害対策の予算措置に関すること。 3 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 4 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	秘書班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第1班	1 罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	輸送班	1 応急物資の輸送支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
市民福祉部	広報第3班	1 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 2 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 3 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 4 住民組織との連絡及び協力に関すること。 5 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
市 民 福 祉 部	避難誘導第1班	1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	第1救護班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティアの受け入れに関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。
	第2救護班	1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 遺体の収容安置に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
	第3救護班	1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	保 健 班	1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関すること。 2 応急救護所の開設及び管理に関すること。 3 被災地及び避難所の保健指導に関すること。 4 防疫班の編成及び実施に関すること。 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること。 6 医療及び助産計画の作成及び実施に関すること。 7 救急薬品の供給確保に関すること。 8 部内他班の主管に属さないこと。 9 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
経 済 部	商 工 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 商工業関係被害の調査に関する事。 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事。 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事。 6 部内の他班の主管に属さない事。 7 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
	空 港 班	1 航空機災害の対応に関する事。 2 災害時の空港対策に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
	第4 救護班	1 観光客及び外国人の対応に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
農 政 部	農 政 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事。 4 被災地の病害虫の防疫に関する事。 5 林野の火災予防に関する事。 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事。 7 飼料の確保に関する事。 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事。 10 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 11 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。 12 部内各班の主管に属さない事。 13 その他特命事項に関する事。
	農政支援班	1 部内各班の協力に関する事。
都 市 環 境 部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。 3 部内の各班の主管に属さない事。 4 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	管 理 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事。 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

部名	班 名	所 掌 事 務
都 市 環 境 部	道 路 班	1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	住 宅 班	1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関すること。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第2班	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	公園緑地班	1 公園、緑地、街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	環境保全班	1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 4 逸走犬の捕獲に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	清 掃 班	1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 防疫業務の支援に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
上 下 水 道 部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (給水班)	1 機動給水に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 給水機器の確保並びに輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (施設修繕班)	1 配水調整に関すること。 2 水源及び配水施設の管理に関すること。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること。 4 被災水道施設の応急修理に関すること。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班 名	所 掌 事 務
上下水道部	下水道施設班	1 処理場及び排水施設の管理に関すること。 2 被災下水道施設の応急修理に関すること。 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
学校教育部	総 務 班	1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 教育施設の応急利用に関すること。 4 部内の他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	学校教育班	1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること。 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	調 理 場 班	1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関すること。 2 その他特命事項に関すること。
生涯学習部	生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関すること。 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 動物の安全に関すること。 5 部内各班の主管に属さないこと。 6 その他特命事項に関すること。
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	1 各部班への緊急支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。

第2節 災害情報等の収集・伝達計画

大規模な地震災害の発生に際し、市民の安全と生活を守るための適切・有効な対応を実施するには、災害の状況を迅速かつ的確に把握し、必要な対策を速やかに講じるとともに、市民に対し地震に関する情報を適時に提供することで、不安や混乱を解消することができる。

また、災害時における情報収集、伝達手段の確保は災害対策活動を展開する上でもっとも重要であり、各防災関係機関と密接に連携、協力体制を構築していくためにも不可欠である。

このため、市の災害情報等の収集、伝達についての計画を次のとおり定める。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達が確実にできるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。))も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- (2) 市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 市災害対策本部設置

ア 市が災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡しなければならない。

イ 防災関係機関は、前項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

- (2) 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次の項目により道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部の設置の有無・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・被害状況が確定したとき

- (3) 市の報告

ア 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早

く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 市は、119番通報が殺到した時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。

ウ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

3 通報手段の確保

（1）基本的には、有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えるものである。

しかし、災害時に想定される有線の通信輻そう、ケーブル破損等による有線電話の通信途絶時の通信手段として、地域防災無線、防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信手段の利用を確保するものとする。

また、通信途絶等により通信機器を確保する必要性が生じたときは、北海道総合通信局に移動通信機器の貸出等の要請を行うなど通信手段を確保するものとする。

（2）専用通信設備

本市及び消防機関が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は次のとおりである。

《 本部の通信施設 》

1 本庁有線回線設備

（1）NTT回線 24回線・68通話分相当（総務課管理分）

- ① アナログ回線 20回線・20通話分
- ② デジタル回線 3回線・6通話分
- ③ ひかり回線 1回線・42通話分

（2）交換機設備

ア 災害停電時には非常用電源が起動し、交換機設備に電力を供給することにより、各回線は通常どおり使用することが可能となる。

イ 交換機本体が障害のため停止又は交換機への電力の供給が停止した場合は、停電多機能電話機（17台：型番「HI-24D-TELPF」及び「停電直通用電話機」のシール貼付）が自動的に単独電話機に切り替わり回線を確保する（内線は利用できない）。

※ 停電多機能電話機の設置場所は以下のとおり

総務部危機対策課、人事課、契約管財課、収納課、資産税課、国保課、介護高齢福祉課、こども課、商業労働課、農村振興課、管理課、みどりの課、住宅営繕課、公営企業管理者、教育長、企画総務課、学校教育課

（3）災害時通信確保対策

ア 災害時優先電話回線

災害時の一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関として機能を確保するため、優先的に発信が確保される回線

（ア）本庁舎における災害時優先電話回線は9回線

- ① 24-2876 ② 24-4295 ③ 24-4298 ④ 24-5020 ⑤ 24-5210
- ⑥ 21-1109 ⑦ 23-3081 ⑧ 23-3358 ⑨ 26-1480

（①～⑥は電話交換機経由、⑦～⑨は直通電話） （イ）内線電話から災害時優先電話として通話する方法（電話交換機経由） 「86発信」により、災害時優先電話回線（①～⑥）で発信することができる。 イ 災害対策本部専用電話（直通2回線） ⑦と⑧の直通回線を平常時は5階危機対策課（内線1203、1290～1294、4831～4832、4834）、災害対策本部設置時は3階大会議室で利用可能とする。 ウ 災害による電話回線、電話交換機障害対策（障害が大きい場合） NTTに臨時回線の接続を依頼し、運用する。

2 地震情報等収集伝達設備 （1）NTT-Fネットワーク回線による気象情報の配信（ファクシミリによる同時通信）

3	北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク）	
	北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート）	
	（1）電話機	
	・十勝総合振興局危機対策室	6-850-2191
	・十勝総合振興局 帯広建設管理部（道路建設課道路維持係）	〃 4314
	・十勝総合振興局 帯広建設管理部（治水課防災係）	6-850-4344
	・十勝保健福祉事務所 保健福祉部（企画総務課企画調整係）	〃 3614
	（2）ファクシミリ	
	・一斉受令用 2台	
	・個別通信用 1台	

4	帯広市地域防災無線	
	防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。	
	(1) 基地局（統制台：危機対策課）	
	(2) 簡易中継局（広野小学校）	
	(3) 陸上移動局	
	ア 半固定型無線機	83 局
	（とちろ広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等）	
	イ 車載型無線機（市公用車）	26 局
	ウ 携帯型無線機（災害対策本部用）	11 局

5 帯広市防災行政無線 （1）基地局 1局（危機対策課） （2）移動局 43局（道路維持課 42局 管理課 1局）
--

6 水道事業用無線 （1）基地局 1局（上下水道部総務課） （2）移動局 56局（車載型 25局 携帯型 31局）
--

7 消防機関（消防局・消防署・消防団） （1）一般用電話 26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）

- (2) 119番災害専用受付回線 16回線
 (3) 専用電話 9回線（6署所端末、警察署、北海道電力ネットワーク、帯広ガス）
 (4) 無線電話
 ア 固定局 14局
 イ 移動局 95局（消防署、各出張所、分団）
 （車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局）

- 8 帯広空港無線局
 (1) 基地局 1局
 (2) 移動局 40局（車載型 24局 携帯型 16局）

- 9 災害時緊急電話
 (1) 衛星携帯電話（危機対策課） 1台

- 10 その他通信手段
 (1) アマチュア無線等の協力活用
 アマチュア無線局組織（帯広市無線赤十字奉仕団）を通じ、通信の万全を図る。
 (2) 機動力による連絡
 交通可能地域及び有線電話不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を活用し、連絡体制を確立する。

4 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

5 被害状況報告

地震災害時、市長は「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。

なお、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

被害状況等の報告（消防庁報告先）

区分 回線	平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
N T T回線	03-5253-7527 03-5253-7537（FAX）	03-5253-7777 03-5253-7553（FAX）
地域衛星通信 ネットワーク	TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033（FAX）	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036（FAX）

（注）地域衛星通信ネットワーク欄の「TN」とは：市町村の内線電話機から発信する時のアクセス特番（市町村ごとに設定されている。帯広市本庁舎の場合は、89-6）

災害情報・被害状況報告取扱要領

市町村長は、災害時、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- （１）人的被害、住家被害が発生したもの
- （２）災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- （３）災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- （４）災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- （５）地震が発生し、震度４以上を記録したもの
- （６）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- （７）その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

（１）災害情報

災害時は、別表１の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

（２）被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表２の様式により報告すること。

（３）その他の報告

災害の報告は、（１）及び（２）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- （１）災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- （２）被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告の写しを添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表４のとおりとする。

別表1

災 害 情 報 報 告				
報 告 日 時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関		
発信者（職・氏名）		受信者（職・氏名）		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名称)			
	(設置日時) 月 日 時 分 設置			
(2) 災害救助法の適用状況	(名称)			
	(設置日時) 月 日 時 分 設置			
	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
(2) 災害救助法の適用状況				
	(救助実施内容)			

(注) 災害時の情報用

(各部室課→危機対策課→十勝総合振興局)

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他（住民等）	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

										月 日 時現在					
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因								
災害発生場所															
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名							
	職・氏名							職・氏名							
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分				
項 目				件数等		被害金額(千円)		項 目				件数等		被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		道	河 川	箇所							
	行方不明	人					海 岸	箇所							
	重 傷	人					砂防設備	箇所							
	軽 傷	人					地すべり	箇所							
	計	人					急傾斜地	箇所							
② 住家被害	全 壊	棟			⑤ 土木被害	道 路	箇所								
		世				橋 梁	箇所								
		人				小 計	箇所								
	半 壊	棟				市町村工事	河 川	箇所							
		世				道 路	箇所								
		人				橋 梁	箇所								
	一部破損	棟				小 計	箇所								
		世				港 湾	箇所								
		人				漁 港	箇所								
	床上浸水	棟				下 水 道	箇所								
		世				公 園	箇所								
		人				崖くずれ	箇所								
	床下浸水	棟				計	箇所								
		世				⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻						
		人					破 損	隻							
計	棟		計	隻											
	世		漁港施設	箇所											
	人		共同利用施設	箇所											
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所							
		その他	棟			治山施設	箇所								
	半壊	公共建物	棟			林 道	箇所								
		その他	棟			林 産 物	箇所								
	計	公共建物	棟			そ の 他	箇所								
	その他	棟		小 計	箇所										
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没	ha		⑦ 林業被害	一 般 民 有 林	林 地	箇所						
			浸冠水	ha			治山施設	箇所							
		畑	流失・埋没	ha			林 道	箇所							
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所							
	農作物	田		ha			そ の 他	箇所							
		畑		ha			小 計	箇所							
	農業用施設	箇所			計		箇所								
	共同利用施設	箇所													
	営農施設	箇所													
	畜産被害	箇所													
	その他	箇所													
	計														

第3章（地震応急対策計画）

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病院	公 立	箇所		人 福 ⑫ 公 立 施 祉 社 会 設 法 会	公 立		箇所	
		個 人	箇所			法 人		箇所	
	清掃	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場		箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通		箇所	—
計		箇所		鉄道施設		箇所			
⑨ 商工被害	商 業		件			被害船舶(漁船除く)		隻	
	工 業		件			空 港		箇所	
	そ の 他		件			水 道		戸	—
	計		件			電 話		回	—
⑩ 設被害 公立文教施設	小 学 校		箇所			電 気		戸	—
	中 学 校		箇所			ガ ス		戸	—
	義務教育学校		箇所			ブロック塀等		箇所	—
	高 校		箇所			都市施設		箇所	
	その他文教施設		箇所		計		—		
	計		箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団		発 生 火 災	建 物		件	
罹災世帯数			世			危 険 物		件	
罹災者数			人			そ の 他		件	
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
道（振興局）									
災害対策本部の設置状況	市町村名		名 称			設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表4

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該被害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず、全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を一世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、二世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		判断基準
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 （1）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破壊した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 （1）被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 （1）被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 （1）被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分が住家となる。 （1）公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 （2）その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 （3）土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 （4）被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕地に適さなくなった状態をいう。 （1）流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 （2）埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 （3）被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算定しない。

被害区分		判断基準
農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 （１）浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 （２）倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 （３）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、畑地かんがい施設、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1 条に規定する砂防設備、同法第3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2 条第3 項に規定する地すべり防止し施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2 条第2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法第2 条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損傷し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法第2 条の規定により道路管理者が維持する道路を形成する橋梁が、流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外郭施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	漁港	漁港法第3 条に規定する基本施設又は漁港利用及び管理上重要な輸送施設。

被害区分		判断基準
土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む。)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 （１）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 （１）被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
公立文教施設被害		幼稚園のほか、公立の小中学校、義務教育学校、高校、大学、特別支援学校等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 （１）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第3節 災害広報・情報提供計画

地震災害時における市民の不安や混乱の防止及び二次的な被害の発生や拡大を防ぐには、迅速な災害に関する情報を伝えることが重要である。

このため、状況に応じた種々の広報手段を確保し、市民に対する的確な情報を提供することに努めるものとする。

1 広報内容

（1）地震発生直後の広報

- ア 地震に関する情報
- イ 住民避難に関する情報
 - （ア）避難の必要性
 - （イ）避難所の周知及び避難経路等
- ウ 被害に関する情報
 - （ア）火災、ガス漏れ、水道漏水状況（発生箇所、避難指示（緊急）等）
 - （イ）通信施設の状況（通話規制の状況、通話可能区域等）
 - （ウ）道路交通情報（交通機関運行状況、道路交通状況、不通区間等）
 - （エ）電力等の生活関連施設の被害状況
- エ 災害緊急病医院等の緊急医療体制に関する情報
- オ 地震に関する注意事項の啓発
 - （ア）火気、ガス設備等の点検、通話規制時の伝言ダイヤルの利用
 - （イ）緊急通報先、手段方法
 - （ウ）住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- カ 市の応急活動体制、活動状況

（2）その後の広報

- ア 被害状況に関する情報（経過）
- イ 災害復旧活動の状況
- ウ 避難状況や避難所に関する必要な情報
- エ 応急物資等の支給・配給に関する情報
 - （ア）給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - （イ）衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- オ その後住民の生活関連情報
- カ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- キ 災害救済対策に関する情報

2 広報手段

- （1）テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、新聞社等報道機関への要請による広報
- （2）市、消防、警察等の広報車による広報
- （3）インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム、防災情報システムのメールサービスによる広報
- （4）ヘリコプター等による広報
- （5）広報紙、チラシ等の印刷物の配布による広報

3 広聴活動

広報第3班は、災害の状況が概ね判明し、被災者の不安や要望に対応する必要があると認められる場合は、広聴体制を確立し、防災機関及び他の部班の連携により広聴活動を実施するものとする。

（1）被災者相談窓口の開設

被災者のための相談窓口を設置し、災害復旧対策に係る（他機関に係る関係事項を含む。）相談に当たる。

（2）要望等の処理

相談窓口において、聴取した要望、相談等については、関係部又は防災関係機関に連絡、調整の上、適切な処理に努める。

4 安否情報の提供

（1）安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
（ア）	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
（イ）	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
（ウ）	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 市は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

（2）安否情報を回答するに当たっての対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

（3）災害時の氏名等の公表

ア 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

イ 帯広市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

地震の発生により多数の住民が全壊、半壊等により住居を失い、あるいは火災等が発生、拡大し、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は、次に定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条）

ア 市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

(2) 市長から委任を受けた消防吏員

委任を受けた消防吏員が行う場合には、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、総務部、市民福祉部等と緊密な連絡をとらなければならない。

(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。

（4）知事（その命を受けた道職員等）

（基本法第60条・第72条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（十勝総合振興局長）は地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市長に代わって実施する。

（5）自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、市長等、警察官がその場にいな

いときに限り、次の措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

（6）消防吏員、消防団員

（消防法第28条：消防警戒区域の設定、退去命令及び出入り禁止制限）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りと禁止もしくは制限することができる。

2 避難措置における連絡及び協力等

（1）市、道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（2）市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（3）北海道警察は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 避難指示等の周知

市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象

者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS 含む）、緊急情報一斉伝達システム、など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- （１）避難の指示、緊急安全確保措置の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
- （２）避難所等及び経路
- （３）火災、盗難の予防措置等
- （４）携行品等その他の注意事項

4 避難方法

（１）避難誘導

避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。

また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。

（２）移送の方法

ア 小規模の場合

避難は、各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が、自力で避難することが不可能な場合は、市において車両によって行うものとする。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は道に対し応援を求めて実施するものとする。

5 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、都市環境部、市民福祉部及び避難所所管部の職員、警察官及び民間協力団体の協力を得て避難路、避難所等の安全確保のための支障となるものの排除を行うものとする。

6 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 避難所の開設

- (1) 市は、発災時及び災害発生のある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。
- (2) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、要配慮者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。
- (3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

8 避難所等の運営管理等

- (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた者の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (2) 運営管理者は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。
- (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよ

うに努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (4) 市は、避難所の運営管理に際しては、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。
- (5) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- (6) 市は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等の等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

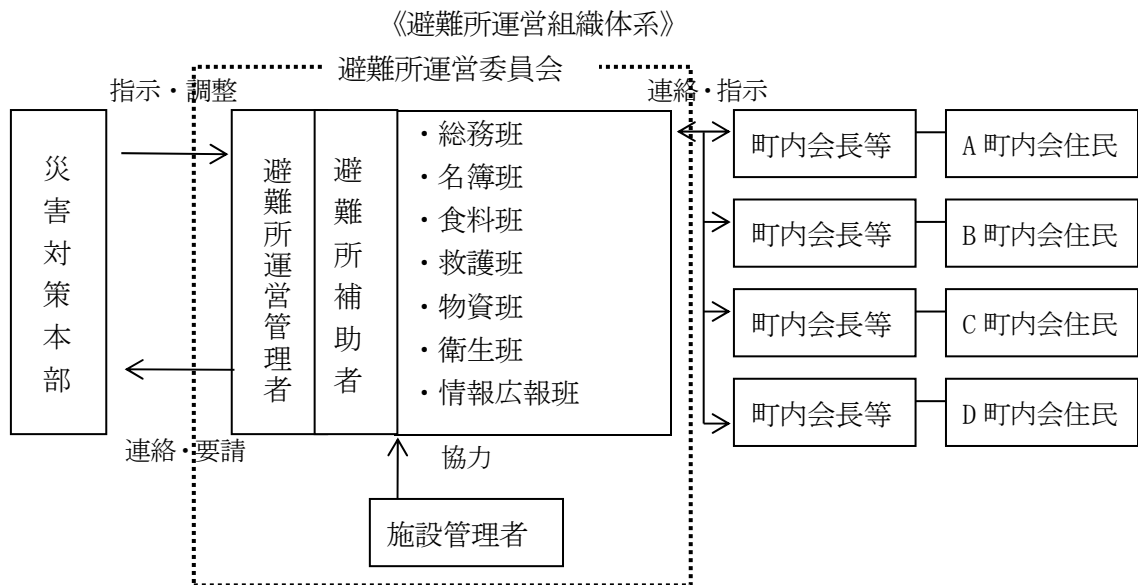
- (7) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。

- (11) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害

- 発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (12) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、危機対策室と健康保険室が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (14) 車中泊をしている避難者に対しては、トイレの情報やエコノミークラス症候群、一酸化炭素中毒、冬期間の寒さ対策等の予防対策処置等について周知を行い、健康への配慮を行うものとする。
- (15) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (16) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。



- ※1 避難所運営委員会とは、地震等の大規模災害が発生して避難所となった場合、避難所運営管理者（会長）、地域リーダー、避難者代表、施設管理者、各団体等のリーダー、避難所補助者などが、お互いに協力して円滑な避難所運営を行うための組織。
- ※2 避難所運営管理者とは、避難所の運営管理にあたる市職員の責任者。
- ※3 施設管理者とは、避難所が設置された学校長又は施設等の施設長。
- ※4 避難所補助者とは、市から指名された職員。

9 帳簿類の整備

避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため、次の帳簿を備えておくものとする。

(1) 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇避難所

責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

(注) ア 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。

イ 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。

ウ 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

(2) 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿

帯広市

月 日	摘 要	受	払	残	備 考

(注) ア 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。

イ 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入する。

ウ 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(3) 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

帯広市

避難所名	所在地	開設期間	実人員	延人員	開設日	備 考
計						

10 道（十勝総合振興局）に対する報告

（１）避難指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

（２）避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況、収容人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込み

（３）避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告する。

11 機関への連絡

- （１）警察署に連絡し、協力を得ること。
- （２）避難所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求めること。
- （３）指定の避難所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導等にあたること。

12 広域避難

（１）広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

（２）道内における広域避難

市は、道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

（３）道外への広域避難

ア 市は、他の都道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市からの求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市は、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（４）避難者の受入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（５）関係機関の連携

ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- (ア) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
 - (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
 - (ウ) バスなど被災者の移送手段の確保
 - (エ) 広域避難についての被災者の意向の把握
 - (オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
 - (カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
 - (キ) 広域避難先での継続的な支援
- イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

13 広域一時滞在

(1) 道内の市町村への一時的な滞在

ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて、協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 知事は、上記アに基づく市からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからエにより市又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

カ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(2) 道内の市町村の一時的な滞在

ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたと

きは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

（3）広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

（4）関係機関の連携

ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

（ア）広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理

（イ）被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

（ウ）バスなど被災者の移送手段の確保

（エ）広域一時滞在についての被災者の意向の把握

（オ）被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング

（カ）施設（ホテル、旅館等を含む）への移送

（キ）広域一時滞在先での継続的な支援

イ 道、市及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

（5）内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在有の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第5節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

1 実施責任

（1）北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

（2）北海道

道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

（3）帯広市及び消防機関

市（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）及び消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、市は、他の市町村の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。

2 救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者とし、おおむね次に該当する場合とする。

（1）火災の際、火中に取り残された場合

（2）地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合

（3）山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

（4）その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 救助救出活動

（1）被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

（2）災害対策現地本部

本部長は、早急な諸対策等を行うため必要と認めたときは、第3章第1節3の定めるところ

ろにより、災害発生地域に災害対策現地本部を設置する。

第6節 地震火災等対策計画

大地震等が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止等に努めるため、火災防御活動、救急活動、その他消防活動に関する計画を定めるものとする。また、具体的な計画については、とちぎ広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。

1 消防組織計画

（1）平常時の組織機構

平常時における消防行政にかかる事務事業を円滑、かつ迅速に行うためにとちぎ広域消防局、消防団をもって消防機関を組織するものとする。

組織機構は、別表のとおり。

（2）非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とちぎ広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。

（3）非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

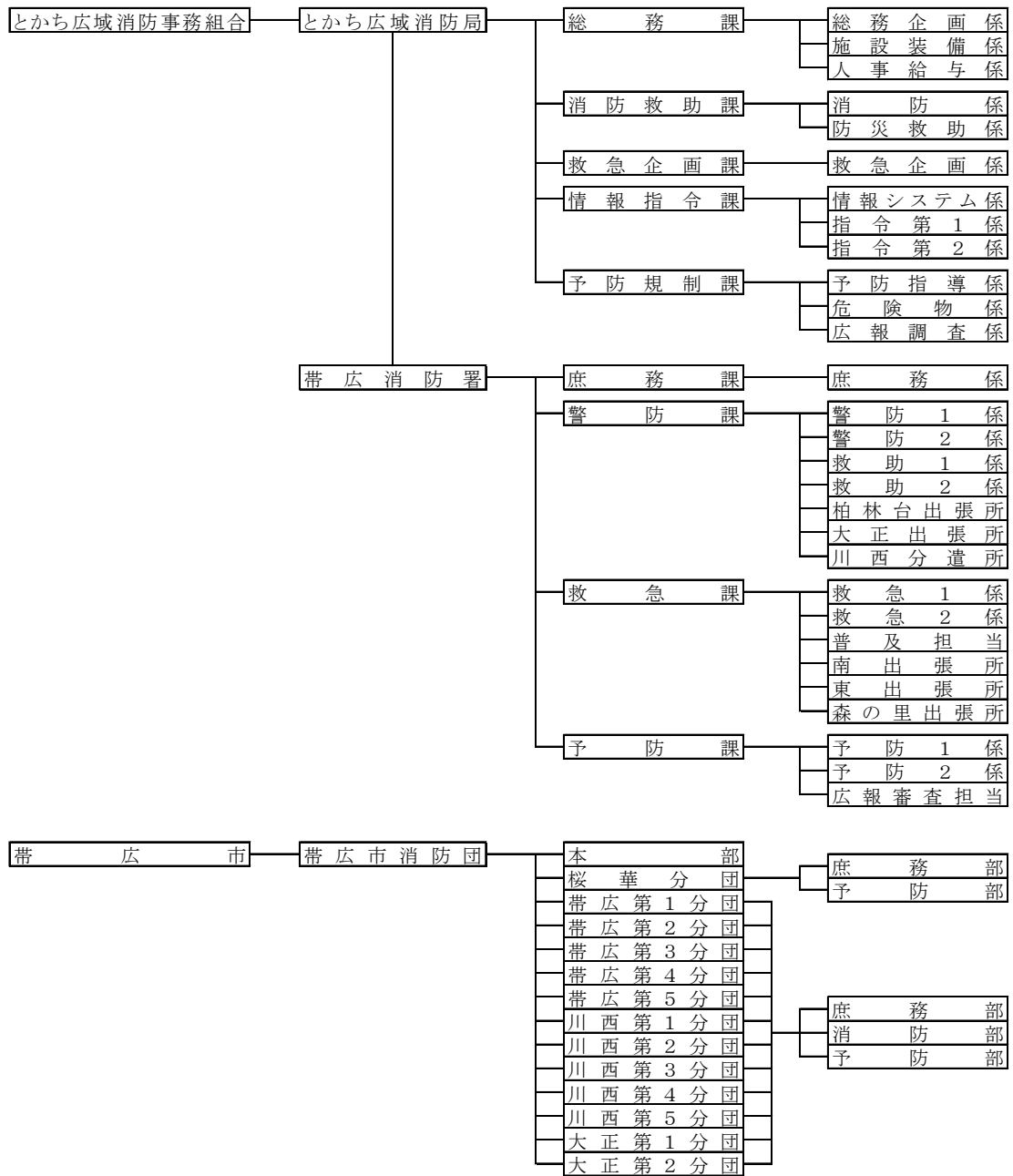
ア 火災警報が発令されたとき。

イ 震度5弱以上の地震のとき。

ウ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。

別表1

消 防 機 構



2 消防力整備計画

この計画は、市の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画をたて、実施するものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設状況は、別表のとおりである。

3 消防活動体制

とかち広域消防局及び消防団は、とかち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画及び帯広市消防団大規模災害活動基準の定めによる体制をとり、業務を迅速かつ的確に遂行するものとする。

4 消火任務

地震における被害が最大規模となるのは、①市街地における火災の同時多発、②これに基づく延焼、③石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。

これら火災発生及びその被害拡大を最小限に食い止めることが最も重要であり、初期消火活動が迅速に行なわれるか否かによる。

5 震災予防対策

（1）地震発生時における火災発生の未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて防災思想の高揚に努めるものとする。

（2）火災使用設備・器具からの出火防止を周知徹底するものとする。

ア 火気設備の使用停止及び器具の点検の徹底

イ 炉、かまど等の周囲の不燃化及び耐震化の促進

（3）地域住民や自主防災組織等による初期消火、避難等の初動体制を確立するものとする。

ア 火災の拡大防止を図るため、火災予防行事を通じて、消火器具の使用法、消火技術を指導

イ 町内会、企業、学校による防災訓練を推進

（4）都市ガス、プロパンガスの安全対策

地震発生時に、特に都市ガス・プロパンガスは引火、爆発のおそれがあり、また延焼拡大の要因でもある。

このことから、関係機関との連絡調整により、実態把握及び配管の耐震化、転倒防止措置、安全装置の普及、指導強化に努めるものとする。

（5）危険物質の安全対策

薬品、毒物、劇物の配置、保管等の実態把握に努め、これら施設等からの出火防止について指導を推進するものとする。

別表2

（1）庁舎

名 称		所 在 地
とかち広域消防局		西6条南6丁目3-1
	帯広消防署	西6条南6丁目3-1
	柏林台出張所	柏林台西町2丁目2
	南出張所	西17条南41丁目5-9
	大正出張所	大正本町西1条1丁目2-3
	東出張所	東7条南11丁目1-3
	森の里出張所	西22条南4丁目1-3
	川西分遣所	清川町西2線128-10

名 称		所 在 地
帯 広 市 消 防 団	団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内
	桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内
	帯 広 地 域	帯広第1分団 東7条南11丁目1-3 東出張所内
		帯広第2分団 西17条南41丁目5-9 南出張所内
		帯広第3分団 柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
		帯広第4分団 柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
		帯広第5分団 西23条南1丁目101
	川 西 地 域	川西第1分団 川西町西2線59-43 川西合同庁舎内
		川西第2分団 上帯広町西1線76-5
		川西第3分団 広野町西2線149
		川西第4分団 清川町西2線128-10 川西分遣所内
		川西第5分団 上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内
	大 正 地 域	大正第1分団 大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内
		大正第2分団 愛国町基線41-85

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポン プ 自 動 車	消 防 ポン プ 自 動 車	小 型 動力 ポン プ 付 積 載 車	小 型 動力 ポン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車				
とかち広域消防局	64										1	3	4
帯広消防署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3
南 出 張 所	26	1			1					1			3
大 正 出 張 所	14	1								1			2
東 出 張 所	20	1								1			2
森 の 里 出 張 所	20							1		1			2
川 西 分 遣 所	2											1	1
帯広市消防団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12
本 部	7												0
桜 華 分 団	19												0
帯 広 第 1 分 団	32			1									1
帯 広 第 2 分 団	30		1										1
帯 広 第 3 分 団	33		1										1
帯 広 第 4 分 団	26		1										1
帯 広 第 5 分 団	22		1										1
川 西 第 1 分 団	25	1											1
川 西 第 2 分 団	26	1											1
川 西 第 3 分 団	22	1											1
川 西 第 4 分 団	23	1											1
川 西 第 5 分 団	20	1											1
大 正 第 1 分 団	36	1											1
大 正 第 2 分 団	23	1											1

※令和6年4月1日現在

※とかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

（3）水 利

区 分		基 数	合 計
消 火 栓	公設	1,742	1,827
	私設	85	
防火水槽	公設	48	133
	私設	85	
井 戸	公設	33	

※令和4年4月1日現在

6 震災警防対策

（1）非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄り出張所へ参集し所属長に報告、その指示に従うものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとるものとする。

（2）消防通信連絡体制

地震災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちぎ広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶もしくは輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

（3）消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた警防隊出動計画に基づき出動する。

（4）火災防御対策

ア 初動時の処置

（ア）市内の火災の早期発見にあたりとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

（イ）大きな被害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

イ 火災防御活動

（ア）延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難路確保の防御を行うものとする。

（イ）同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し防御にあたるものとする。

（ウ）大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。

（エ）大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

7 消防応援出動

（1）緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく応援

（2）北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

第7節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、次に定めるところによる。

1 警察活動の任務

地震発生時における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救助救出
- (4) 危険地域における住民の避難活動
- (5) 避難誘導及び緊急交通路のための交通確保
- (6) 予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の搜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合、又は帯広警察署長が自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

3 災害時の警察活動

地震災害に際し、関係機関と連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。

(1) 被害状況の収集方法

災害時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者、及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。

また、被害状況を集約した情報については、直ちに関係機関に連絡するとともに、救助救出、交通規制等の災害警備諸対策に活用する。

(2) 警備体制の確立

災害の発生が執務時間内の場合は、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。

また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害時は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。

(3) 避難誘導

警察官は避難誘導にあたって、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

（4）交通の確保規制

- ア 道路の被害、危険及び障害箇所等の交通情報を道路管理者等から幅広く収集し、迂回路の設定、通行禁止等の交通規制を行うことができる。
- イ 緊急交通路が指定された場合は、広範囲な交通規制を行い、原則として緊急交通車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。
- ウ 緊急交通路に放置された車両、その他の物件の措置については、災害対策基本法に基づき撤去することができる。

第8節 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通応急対策計画は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

（1）北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

エ 通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行を確保するための区間（以下「指定道路区間」という。）の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

（2）東京航空局帯広空港出張所

ア 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行うものとする。

イ 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

（3）北海道開発局

ア 一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

イ 北海道開発局長は、道路管理者である北海道及び市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとること指示することができる。

（4）北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

イ 北海道知事は、道路管理者である市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとること指示することができる。

（5）帯広市（道路班）及びとちかち広域消防局

ア 市が管理している道路で災害時は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（6）自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

（7）社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。

（8）道路管理者

災害時において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。

ア 当該指定した道路の区間（指定道路区間）内に在るものに対し、当該指定道路区間を周知する。

イ 当該措置がやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（ア）移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が、当該措置をとらない場合。

（イ）移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が現場にいないため、措置を命じることができない場合。

（ウ）道路の状況その他の事情により、車両その他の物件の所有者等に移動等の措置をとらせることができないと認めて所有者等に命令をしないこととした場合。

ウ 当該措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又はその他の障害物を処分することができる。

2 道路の交通規制

（1）道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 通 知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知しなければならない。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知しなければならない。

(2) 緊急通行車両の確認手続

- ア 振興局長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

- イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、振興局又は警察署及び交通検問所で行うものとする。

- ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

- エ 緊急通行車両

- (ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続きを発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続きを積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

（3）通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

ア 確認手続

（ア）警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

（イ）確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察署及び交通検問所で行う。

（ウ）証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

（ア）傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

（イ）報道機関の緊急取材のために使用中の車両

（ウ）他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

（エ）次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

a 道路維持作業用自動車

b 通学通園バス

c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

d 電報の配達のため使用する車両

e 廃棄物の収集に使用する車両

f 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両

g その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

（1）計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。

（2）緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
〈道路延長 7,245 km〉

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
〈道路延長 3,831 km〉

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路 〈道路延長 295 km〉

第9節 輸送計画

地震災害による被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策用資器材、物資の輸送の実施に関する計画を定める。

なお、市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行うものとする。

2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実に最も適当な方法によるものとする。

（1）道路輸送

ア 道路の状況

市内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

イ 市における車両等の確保

市が所有する車両は、総務部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

ウ 市有以外の車両等の確保

総務部長は、災害の規模等により、市有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は民間車両の借上げを行うとともに、必要に応じ帯広陸運支局を通じ、十勝地区トラック協会に対し緊急輸送の応援要請を行うものとする。

さらに、災害の状況や被災者に対する支援内容により、平成17年7月6日に帯広市が赤帽北海道軽自動車運送協同組合と締結した「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、同組合帯広支部に対し必要な車両及び要員の提供を要請する。

エ 燃料の調達

燃料の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入の市内主要ガソリンスタンドより供給を受けるものとする。

（2）空中輸送

交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は、十勝総合振興局を経由し、知事に対して、北海道警察又は自衛隊所管の航空機の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請の業務は総務部総務班が行う。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小、中学校の校庭とし、その都度定める。

イ ヘリコプター離着陸可能地点

（ア）ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件

資料編 資料2のとおり。

（イ）ヘリコプター着陸可能地点は原則として次に定める地点とする。

ヘリコプター離着陸可能地点

所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000 m ²
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686 m ²

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のための必要な人員、資器材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資器材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

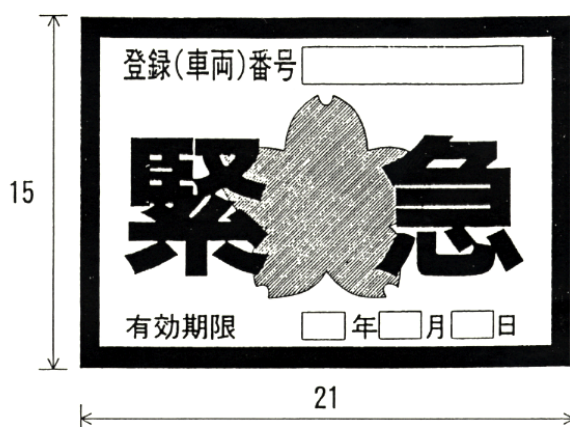
災害救助法の基準による。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、市長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 標章（様式1）
- (2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

様式1



備考

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月日を表示する部分を白色、字を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

様式2

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
			北海道知事	㊟
			公安委員会	㊟
番号票に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使 用 者	住 所			
	氏 名			
運 行 日 時				
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする

6 輸送状況の記録簿

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 輸送記録簿（様式1）

様式1

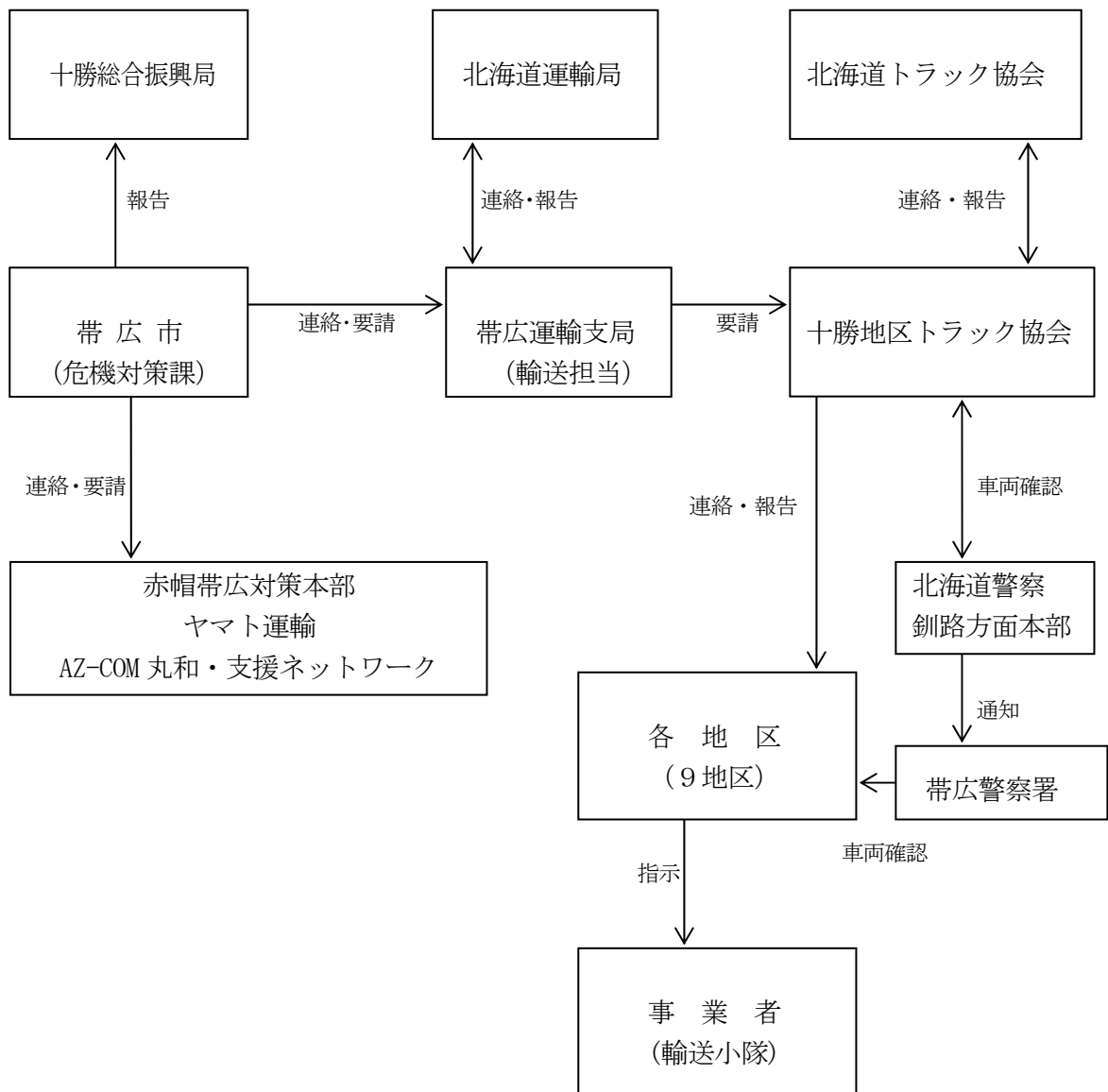
輸 送 記 録 簿

輸送 月 日	目 的	輸送 区 間 （距離）	借 上 等			修 繕					燃 料 費 （円）	実 支 出 額 （円）	備 考
			使用車両		金 額 （円）	故障車両等		修 繕 月 日	修 繕 費 （円）	故障 の 概要			
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
合 計													

- （注） 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

7 緊急輸送要請体制

（1）要請伝達系統



（2）要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数、人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動
- オ 連絡責任者及び現場責任者

（3）輸送体制

- ア 十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は同協会作成の「緊急救援輸送業務実施要綱」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部又は自治体等から緊急救援輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救援輸送を開始するものとする。

- a 受領報告及び対策室に対する指示
- b 班輸送隊の編成
- c 緊急救援輸送車両の確認申請等
- d 現地事務所の開設
- e 輸送終了報告

イ 赤帽帯広軽自動車運送協同組合の輸送体制、隊編成等は、赤帽帯広支部災害対策本部の作成した「赤帽災害時緊急輸送体制」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

帯広市災害対策本部から緊急救援輸送の要請を受けた場合、赤帽帯広災害対策本部は、緊急救援輸送を開始するものとする。

第10節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請をするものとする。

- （1）災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- （2）市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- （3）その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

北海道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。

- （1）災害の種類
- （2）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- （3）災害現場の気象状況
- （4）災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- （5）消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （6）応援に要する資機材の品目及び数量
- （7）その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- （1）災害応急対策活動
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

- （2）救急活動・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- （3）火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- （4）その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

（1）応援要請

市長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

（2）救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域創生部危機対策室）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第3号様式）を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地は、次のとおりである。

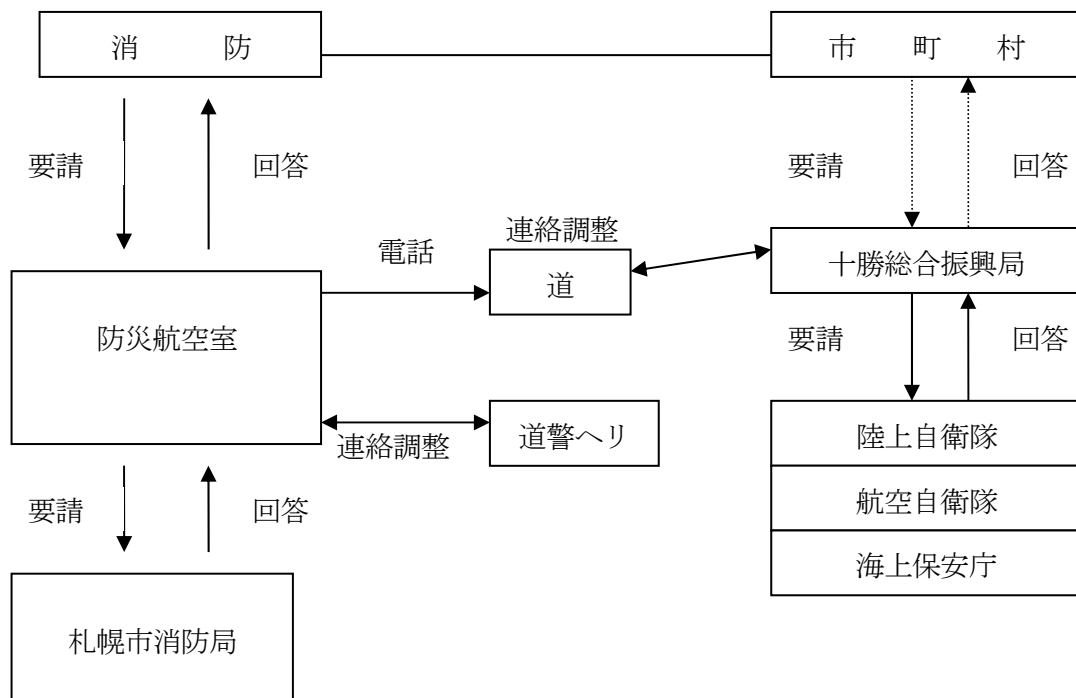
所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000㎡
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686㎡

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

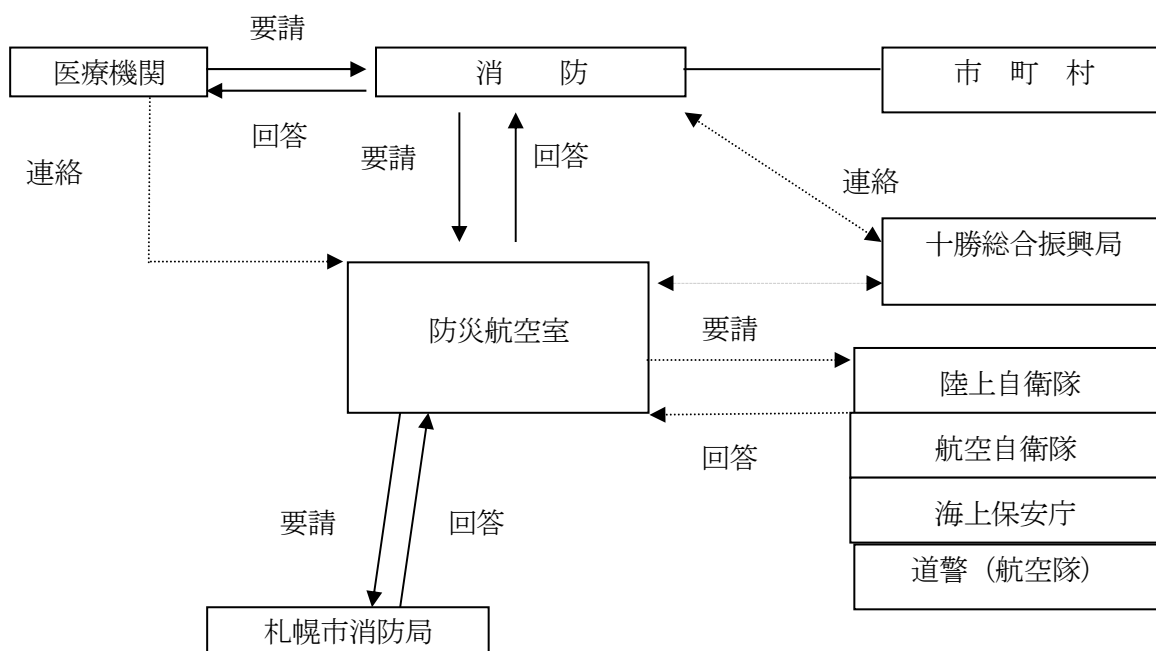
消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

消防防災ヘリコプターの運航系統

消防防災関係業務



救急患者の搬送



第3章（災害応急対策計画）

別記第1号（3関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

		要請機関名						
		担当者職氏名						
		連絡先						
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災 害 名							
	災害発生状況・措置状況							
派遣を必要とする区域				希望する活動内容				
気象の状況								
離着陸場の状況	離着陸場名							
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況)						
必要とする資機材			現地での資機材の確保状況					
			特記事項					
傷病者の搬送先			緊急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名							
	現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者	(機関名)		(職氏名)					
無線連絡方法			(周波数)		H z			
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

別記第2号様式（5関係）

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行に係る災害等状況報告書

総括責任者

北海道総務部危機管理監 様

帯広市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況・措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

別記第3号様式（7 関係）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

	年 月 日 （ ） 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況・措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

別記第3号様式（7関係）

第 報

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名		電話		FAX	
担当者		課名	職名	氏名	
2 依頼病院名		電話			
所在地					
担当者（医師名）		医師		氏名	
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電 話		FAX			
受入れ医療機関の承認		有 ・ 無			
4	患者氏名	生年月日	年	月	日生 歳 男・女
体重	kg	職業			
住 所					
病 名	現 状				
経 過					
5 付添搭乗者（医師、看護婦の所属： 依頼病院 ・ 受入れ医療機関）					
氏 名	医 師		年齢	歳	体重 kg
	看護師		年齢	歳	体重 kg
	付添人	続柄	年齢	歳	体重 kg
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴		(規格	×		、重量 g)
②保育器		(規格 H	×W	×L	、重量 g)
③酸素吸入器		(規格	×		、重量 g)
④その他		(名称	、規格	×	、重量 g)
(2) 積載される機器の種類、重量、規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地 離着 陸場			メモ		

注1) 市町村は、No.1～No.6の項目を記載の上要請すること。

救急患者緊急搬送処理票

（北海道防災航空室）

※確認事項 気象 ・ 丘珠空港 ・ 着陸地（管制・CAV・空港施設）・ 救急車（現地 ・ 到着地）・ 給油				
7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機 種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村 年 月 日 時 分 【伝達方法：電話（伝達先氏名）・FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
		《TEL 011-231-4111 内 22-561》		
◎総括管理者（危機対策課）		《FAX 011-231-4314》		
		《TEL》		
◎ 振興局（電話伝達先氏名）		《FAX》		
		《TEL 011-787-0110》		
◎道警察航空隊（電話伝達先氏名）		《FAX 011-787-0121》		
		《TEL 0133-62-4119》		
◎札幌消防航空隊（電話伝達先氏名）		《FAX 011-271-0631》		
		《TEL 011-511-7116 EX 2574》		
◎陸上自衛隊総監部運用室運用班（電話伝達先氏名）				
		《TEL 0123-23-3101 EX 2231》		
◎航空自衛隊第2航空団防衛班（電話伝達先氏名）		《FAX 0123-23-3101 EX 2769》		
		《TEL 0134-27-6172》		
◎第一管区海上保安本部救難課（電話伝達先氏名）		《FAX 0134-21-2835》		
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車		ヘリコプター	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
			（丘珠）	（発）：
現 地	（病院等）	（発）：	給油	（着）：
				（発）：
	（ヘリポート）	（着）：	（現地）	（着）：
目 的 地	（ヘリポート）	（発）：	（現地）	（発）：
	（病院等）	（着）：	（目的地）	（着）：
時刻：上段・予定時刻、下段・実時刻				

注2） 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載すること。

第11節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食料の確保、並びに供給方法等に関する食料供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

帯広市（市民福祉部第1救護班）（学校教育部調理場班）は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。

2 食料の供給

市長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市において調達が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

3 食料輸送計画

食料輸送は、本章第9節の「輸送計画」の定めるところによるほか、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合に協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。

4 応急供給の対象者

- （1）避難所に収容された者
- （2）住家が被災して炊事のできない者
- （3）住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者
- （4）旅行者等で、食料を得る手段のない者
- （5）災害地において応急作業に従事している者

5 食料の備蓄及び調達

災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。

被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。

また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。

また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。

6 米飯の炊き出し

- （1）炊き出し及びその供与は、市民福祉部が行う。
- （2）炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は同施設が災害等で使用不能の場合は、仕出し業者、飲食店、旅館等の協力を得て実施するものとする。
- （3）必要に応じて、帯広市赤十字奉仕団、市民団体、町内会、自衛隊等の協力・応援を求め、

避難場所又はその近くの適当な場所を選定して実施する。

《炊き出し施設の状況》

施設名	所在地	調理能力	電話番号
学校給食センター	帯広市南町南8線42番地3	1回 14,000食	49-1900
帯広市役所食堂	帯広市西5条南7丁目1	1日 2,000食	24-4111

7 給食の実施

- (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。
- (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。
- (3) 食料の配付については、町内会、防災組織等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

8 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

9 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

炊 出 し 給 与 状 況

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			3日間小計			4日以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
合計																		

第12節 衣料・生活必需品物資供給計画

地震災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品、生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（市民福祉部第1及び第2救護班）（総務部管財班）が行うものとし、物資の調達に困難なときは、知事にあつせん及び調達を要請するものとする。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 調達の方法

- (1) 物資調達の方法
市民福祉部は世帯構成員別被害状況を把握のうえ、備蓄配分計画を樹立し、総務部管財班がこの配分計画に基づき購入するものとする。
- (2) 給与又は貸与物資の種類
 - ア 寝 具（布団、毛布、タオルケット等）
 - イ 外 衣（洋服、作業服、子供服）
 - ウ 肌 着（シャツ、パンツ等）
 - エ 身 廻 品（タオル、手拭、靴下、傘等）
 - オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
 - カ 食 器（茶碗、皿、箸等）
 - キ 日 用 品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
 - ク 光熱材料（マッチ、ローソク等）
 - ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの
- (3) 備蓄・調達方法
 - ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、市において備蓄保管するものとする。
 - イ 日赤北海道支部帯広市地区は、毛布及び日用品セットを備蓄するとともに、より必要なときは日赤北海道支部長に要請する。
 - ウ その他調達にあたっては、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。
 - エ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。

4 給与又は貸与の方法

市民福祉部は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱は、市民福祉部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び給（貸）与期間

災害救助法の基準による。

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、災害救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

（1）物資の給与状況（様式1）

様式1

物資の給与状況

帯広市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与 月日	物資給与の品名					実 支 出 額	備 考
				布団	毛布	〇〇				
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者

氏名

印

- （注） 1 住家の被害程度に全壊（焼）又は半壊（焼）の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すると。
 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第13節 給水計画

災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。

そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の災害応急対策計画の定めるところによる。

1 実施責任

（1）帯広市（上下水道部）

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水を主体として給水するものとする。

ウ 給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

エ 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

（2）北海道

市の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋、給水開始の指導を行う。

2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

3 応急給水に伴う用語の定義

（1）常設拠点給水

緊急貯水槽に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。

（2）常設拠点給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

（3）拠点運搬給水

避難所等へ水を運搬して被災者に給水する方法をいう。

（4）運搬給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

（５）運搬給水基地

運搬給水のための水を積み込む場所をいう。（稲田浄水場、南町配水場）

４ 目標応急給水量（１人１日給水量）

災害時においても、可能な限り多くの水を供給することが望まれるが、水道施設の被害状況、及び応急給水体制により供給量は限定される。また、時間の経過とともに混乱の鎮静化及び都市機能の回復に伴い、市民の要求量は増加する。このため、動員可能な人員による体制で最も効率的な応急給水体制時の目標給水量を次表のように設定する。

表－１ 目標応急給水量の設定表

１	発災後３日間 ３ℓ／人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽）及び運搬給水により対応する。
２	発災後４～１０日 ２０ℓ／人日	混乱期も鎮静化し、市民も飲料水だけでなく生活用水を求める。配水本管及び支管の復旧により断水人口が減少するため、２０ℓ／人日を目標に行う。
３	発災後１１日以降 １００ℓ／人日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

５ 応急給水活動

応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位を基本とする。

表－２ 応急給水方法

順 位	方 法	備 考
１	常設拠点給水	緊急貯水槽（８０～１００ｍ ^３ ）、
２	運搬給水	

※１について

常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班が実施する。

なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。

第3章（地震応急対策計画）

表－3 応急給水計画表

○は実施 △は必要に応じて実施

想定による日程区分			混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考
想定・計画項目			1 日	2～3 日	4～10 日	11 日以降	
1 人 1 日の確保数量			3 リットル	3 リットル	20 リットル	100 リットル	
市民の活動			火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化	
帯広市の活動	上下水道施設の被害状況 (応急復旧の状況)		・送水管破損により一部送水停止 ・配水本管破損により広域断水 ・基幹施設、配水本管支管の被害調査 ・配水本管、支管の復旧開始	・送水開始 ・配水本管通水 ・配水本管復旧工事	・配水支管復旧 ・給水装置の復旧開始		
	応急給水活動 応急給水活動の方針		・給水区域の断水状況 ・上下水道部災害対策部設置 ・常設拠点給水箇所での給水 ・運搬給水体制の確立及び開始	・常設拠点給水箇所での給水 ・運搬給水 ・一部各戸給水開始	・運搬給水 ・一部を除いて各戸給水	正常給水に復興	
応急給水	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽	○	○	△		設置のみ給水班
	運搬給水	運搬給水（避難所）	△	○	△		給水班もしくは応援部隊
		機 関 医 療	救急指定病院	○	○	○	給水班
			その他の病院	○	○	○	給水班
		福 祉 施 設		○	○	○	給水班
		各 戸 給 水		△	△	○	

6 運搬給水計画

（1）運搬給水の方針

運搬給水は、各地域を受け持つ配水池等貯水施設を運搬給水の基地として選定し、受け持ち地域の給水拠点に運搬し給水する。

運搬給水の基地においては、対策部との連絡を担当するとともに協力事業者への積み込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。

避難所への運搬給水については、給水班もしくは日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。

職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行うこととする。この場合、必要に応じて業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。

なお、医療機関、福祉施設等の優先施設のうち、病床数10以上で受水槽のない施設を第一優先施設、病床数10以上で受水槽のある施設を第二優先施設として、運搬給水を実施することとする。

（2）運搬給水用機材の備蓄計画

運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。

現在の備蓄内容は次のとおりである。（備蓄場所：稲田浄水場）

機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考
給水タンク	2 m ³	5 基	
〃	1 m ³	1 基	
組み立て式コンテナ	1 m ³	30 基	
応急給水栓		20 基	
テント	3号 (2.7×4.5)	4 張	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4 台	
発電機	100V、9.0A	4 台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1 台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1 台	

なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。

7 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第14節 上下水道施設対策計画

災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における上下水道施設の復旧および飲料水の確保に対処するため、動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画は、次に定めるところによる。

なお、各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。

1 実施責任者

上下水道施設対策は、帯広市(上下水道部)が実施する。

2 非常態勢

(1) 上下水道災害対策部の設置

災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生し、又は発生が予想される場合は、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、「上下水道部災害対策部」を設置する。

(2) 動員の発令

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めたときは、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき上下水道部災害対策部の非常配備体制に基づく第1種非常配備態勢、第2種非常配備態勢、第3種非常配備態勢の動員を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、配備態勢と異なる発令をすることができる。

(3) 所掌事務

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めたときは、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく班の編成並びに所掌事務を発令することができる。

3 上水道施設

(1) 初期対策

災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。

ア 施設の運転停止

次の場合は、水道技術管理者の指示により、水道施設班長は施設の運転を停止する。水道施設班長はその内容を対策部長に報告する。

- (ア) 停電により運転の継続が不可能と判断される場合
- (イ) 薬品の漏洩等により運行の継続が不可能と判断される場合
- (ウ) 送水管、配水幹線の機能の停止により二次災害の発生するおそれがある場合
- (エ) 浄水場内最低確保水量を維持できない場合
- (オ) 配水池最低水位を維持できない場合

なお、運転停止については、迅速かつ的確に判断できるように、別途運転停止条件の細目を定めるものとする。

イ 施設の調査点検

あらかじめ作成した施設の調査点検要領に基づき行うとともに、次の事項について状況確認を行うものとする。

- （ア）取水および配水量等の状況確認
- （イ）電力受電状況および運転状況確認
- （ウ）危険物等火災発生の原因となる物件類の状況確認

ウ 応急対策

災害により応急対策を必要とする事態が発生したときは、施設修繕班において、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

エ 被害状況調査報告

- （ア）被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班長に提出し対策副部長に報告するものとする。
- （イ）対策副部長は、被害調査整理簿（以下「整理簿」という。）及び被害状況集計報告書（以下「報告書」という。）を作成し、対策部長に報告するものとする。

なお、総務班は緊急を要する場合や被害状況に応じて、整理簿及び報告書の作成を補佐するものとする。

（2）災害復旧作業

- ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。

管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難所・避難場所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。

- イ 対策副部長は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。

- ウ 施設修繕班は、復旧基本計画に基づき、復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。

- エ 管理者は復旧作業が速やかに実施できるよう、あらかじめ必要な関係機関及び業者等と災害時における復旧作業の協力に関する契約又は協定を締結しておくものとする。

なお、協力その他に関する必要事項は、次のとおりである。

- （ア）復旧工事に必要な機械器具類に関すること。
- （イ）復旧工事の技術者及び労働者に関すること。
- （ウ）緊急連絡に関すること。
- （エ）その他協力・要請に関する必要な事項

- オ 復旧作業にあたって、資機材等を関係機関及び業者等から調達する場合は、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく担当班が調達するものとし、別に定める物品調達記録書に記録しなければならない。

- カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、対策副部長に提出するものとする。

対策副部長は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

- キ 復旧作業の記録写真は、工事場所、年月日等を記載した黒板を用い撮影するものとする。

- ク 災害復旧時における水質検査の結果は、水道検査結果報告書に記録し、対策部長に報告するものとする。

（3）応急給水

- ア 災害により応急給水を必要とする事態が発生した場合は、給水班において行うものとする。

- イ 対策副部長は、応急給水基本計画書を作成し、対策部長の決定を受けるものとする。

ウ 給水班は、応急給水基本計画書に基づきその実施計画書を策定するものとする。

エ 給水計画書は、水道施設の被害状況、施設の給水能力、応急復旧の進捗状況等を総合的に判断し、効率的な計画を立てるとともに、復旧状況に応じて段階的に対応を変化させるものとする。

オ 応援事業体等による応急給水が迅速に行えるよう、給水方法、運搬給水の取水基地となる水道施設、応急給水拠点、運搬経路などを指定した応急給水計画をあらかじめ定めるものとする。

カ 給水班は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

（4）災害復旧に係る予算及び措置

災害復旧に係る予算及び措置については、対策部長及び対策副部長と協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。

（5）応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

ア 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

（ア）災害の状況

（イ）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（ウ）必要とする職員の職種別人員

（エ）応援場所及び応援場所への経路

（オ）応援の期間

（カ）前各号に掲げるもののほか必要な事項

イ 自衛隊への派遣要請手続

（ア）派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が上下水道部の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であり、自衛隊の派遣が必要であると認められる場合とする。

（イ）派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

（ウ）派遣要請書の記載事項

a 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

b 派遣を必要とする期間

c 派遣を希望する人員、車両等の概数

d 派遣を希望する区域及び活動内容

e 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

（エ）自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように努めるものとする。

- a 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- b 応急復旧に必要な資機材等については、上下水道部で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- c 自衛隊の活動に対しては、付近住民が積極的に協力できるよう配慮すること。

（オ）撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに市長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

ウ 応援受入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）に基づくとともに、次の事項について留意し、速やかに応援受入れ体制を確立するものとする。

- （ア）応援隊の基地及び宿泊施設の確保
- （イ）応援活動用資機材の倉出し
- （ウ）指揮者、誘導者等職員の配備
- （エ）応援隊の作業及び役割分担
- （オ）応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

エ 相互応援体制

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）に基づき応援活動を行うものとする。

（6）安全衛生並びに救急措置

災害発生後の職員の安全確保及び負傷者の救出、救護等に関する事項は次のとおりとする。

- ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、総務班が中心となって連絡調整を行うものとする。
- イ 救急用品は、庁舎事務所及び浄水場内に常備し、設置場所を明示しなければならない。
- ウ 負傷者は、救急用品により応急処置を行った後、症状に応じて医療施設に搬送するものとする。
- エ 庁舎事務所及び浄水場において救急処置の補助者を定め、年一回程度の救急措置の訓練を実施するものとする。

（7）広報

総務班は水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。

4 下水道施設

下水道施設の災害による被害に対しては、下水道施設班長は雨污水の流下に支障のないよう応急措置を講じ、処理機能の低下が起きないよう万全を期することとする。

（1）活動態勢

- ア 非常配備態勢に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施するものとする。
- イ 処理場及び個別排水処理施設にあつては、委託業者及び市民からの報告を基に、非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとるものとする。

（2）応急復旧対策

ア 被害調査

（ア）管渠

下水道管渠は、管渠の流下状況やマンホールポンプ室・伏越室等の工作物の被害調査

を速やかに行い、二次災害や排水機能の低下防止に努めるものとする。

（イ）処理場

処理場施設は、中央監視室での中央点検（監視画面等）を行うとともに、必要に応じ、場内点検を実施し対応するものとする。

また、清川下水処理場は、施設管理業者と連携し、被災状況、流入水量等の異変の把握、流入制限等実施の有無を確認するものとする。

（ウ）個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

個別排水処理施設については、各保守点検委託業者と連携し、被災状況を確認するものとする。

イ 応急対策

（ア）管渠

汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてるものとする。

下水道幹線の復旧計画は、被害状況（場所・程度）に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し計画するものとする。

また、下水道枝線は、原則本復旧を前提とした復旧方針をたてるものとする。

（イ）帯広川下水終末処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し復旧方針をたてるものとする。

（ウ）清川下水処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

（エ）個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

停電などにより浄化槽の機能が停止した場合は、個々の浄化槽の状況を把握し、運転が必要な場合には自家発電機の確保及び運転により対応し、機能停止による排水不能の事態が起こらないように対応するものとする。

また、浄化槽の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか、本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

（オ）復旧計画

① 対策副部長は、下水道施設班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、下水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。

② 下水道施設班は、復旧基本計画に基づき復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。

③ 下水道の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに現状に復旧するものとする。

（3）広報

総務班は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第15節 石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

市が管理している緊急通行車両のガソリン等、また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

2 石油類燃料の確保

- （1） 燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。
- （2） 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。
- （3） LPGについては、「災害等の発生時における帯広市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結している一般社団法人北海道LPガス協会十勝支部により供給を受けるものとする。

第16節 電力施設災害応急計画

災害に伴い電気施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与える。

このため、独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。

1 電気施設

地震災害により電気施設に被害が生じ、又は発生するおそれがある場合、人命・市民生活の確保のため、北海道電力（株）帯広支店、北海道電力ネットワーク（株）道東統括支店は各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策、及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持することとする。

（1）非常態勢

ア 非常災害対策道東統括支店支部の設置

（ア）非常災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織道東統括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策道東統括支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。

（イ）非常災害対策隊を設置したときは、市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

（ウ）対策会議

非常災害対策道東統括支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

イ 非常態勢区分

区 分	発令の基準
警 戒 態 勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非 常 態 勢	相当の被害の発生が予想される場合、又は発生した場合 十勝総合振興局管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、地震発生と同時に非常態勢を発令したものとみなす。

ウ 応急復旧要員の動員

（ア）応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう態勢を確立する。

（イ）社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。

（ウ）他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、市災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

（2）応急復旧対策

ア 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから行うことを原則とする。

（ア）変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 市街地に送電する送電系統の中間変電所
- c 重要施設に送電する配電用変電所

（イ）送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

（ウ）配電設備

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民生安定のための重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し復旧効果の大きいものから行う。

- a 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- b その他の回線

イ 危険予防措置

社会活動の混乱防止、市民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

（3）広報活動

ア 災害における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

（ア）断線・垂れ下り電線による感電防止

（イ）浸水・雨漏等に冠水した家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意

（ウ）電力施設の被害状況

（エ）復旧状況

イ また、被害、事故の状況により、市、警察署等の防災機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

第17節 ガス施設災害応急対策計画

地震災害によりガス施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の安全確保のため、帯広ガス㈱は有効な予防措置及び二次災害発生の防止対策若しくは速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するためのガス施設災害応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 非常体制（緊急措置及び対策本部の設置）

- （1）帯広ガスは、地震等の災害時、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、「地震防災対策要領」に基づき緊急出動体制をとる。
- （2）緊急措置の基準は、震度4以上(30ガル以上及び20カイン以上)の地震が発生した場合、又は近隣で大地震が発生し、当地で震度3の場合。
- （3）震度5弱以上の地震については被害の有無に拘らず「非常災害対策本部」を設置し、第1次体制をとり、また被害状況により第2次体制、第3次体制へ移行し、所要の活動にあたる。
- （4）供給制限、供給停止被害が広範囲にわたり、復旧対策を必要とする場合、本部を「復旧対策本部」に切り替える。
- （5）災害対策本部等を設置したときは速やかに市、その他の行政機関へ通知するものとする。

2 供給停止等の措置

- （1）地震発生後の各種情報の結果、被害が帯広ガスの処理能力を上回り、二次災害の発生が予想される場合に供給制限、又は停止を実施する。
- （2）供給停止又は供給制限の緊急措置は原則として震度6強(60カイン)以上の場合とする。
- （3）被害が局地的であれば、あらかじめ設定してあるブロック毎に実施する。被害が全供給区域に拡大される場合には、全面供給制限、又は停止の措置を実施する。

ガ ス 供 給 状 況
都市ガス地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
根室本線北側地区	Aブロック	5	5, 910
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	5, 029
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	3, 675
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	4, 855
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	5, 247
都市ガス地区合計	5ブロック	21	24, 716

※ 令和3年11月30日現在

LP ガス集中供給地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
大空地区	0ブロック	1	1, 418
大空地区合計	1ブロック	1	1, 418

※ 令和3年11月30日現在

3 復旧対策

（1）災害復旧、二次災害防止のため止むなく供給を停止した場合は、直ちに復旧対策本部を設置し、復旧作業を行う。

（2）停止は設定してある単位ブロック、復旧ブロックごとに停止する。

（3）救援体制

震度6弱以上で非常災害対策本部第3次体制を決定した場合、日本ガス協会北海道部会に救援要請を行う。

この場合、収容場所等救援隊員の受入体制については、市災害対策本部の協力を得る等万全を期するものとする。

4 広報活動（災害時の広報）

（1）波及的災害事故防止を図るため、巡回車による広報の他、警察署、消防、市対策本部等、防災関係機関の協力、報道機関の協力等あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。

（2）広報基準は震度5弱以上で実施する。

（3）広報内容

ア 供給停止のない場合

（ア）ガス漏れ注意

（イ）ガス漏れ発見時の通報

イ 供給停止の場合

（ア）供給停止の広報

（イ）メーターコックの閉止要請

（ウ）ガス漏れ注意

（エ）ガス漏れ発見時の通報

ウ 復旧作業による広報

（ア）復旧の見通し、復旧日時

（イ）復旧作業のスケジュール

（ウ）復旧作業への協力要請

（エ）メーターコックの閉止要請

（オ）供給再開時の在宅依頼

第18節 通信施設災害応急対策計画

災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)北海道東支店は各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 非常体制（災害対策本部等の設置）

- （1）災害時は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。
- （2）本部を設置したときは、帯広市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- （3）災害の規模等により本部の設置が必要ない場合であっても、速やかな復旧対策を講ずることが必要な場合は「情報連絡室」を設置するものとする。

2 防止対策及び応急措置

通信施設に被害が生じた場合又は通信の大混雑により、通信が途絶するような場合のため、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施するものとする。

（1）予防措置計画

- ア 市内のNTT交換所を相互に繋ぐ中継ケーブルは、複数ルートに分散し、1つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。
- イ 市外通話は市外交換機が被災した場合のため、複数の市外交換機を分散設置し、全回線の不通を防止する。
- ウ 災害時における防災関係機関の救助・復旧活動等に係わる重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき、一般回線の利用制限を行う。

優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話（グレー・緑）

（2）応急措置

- ア 防災機関等の重要機関の通信の確保
- イ 回線の切り替え等による市外回線の迂回措置
- ウ 利用制限
- エ 被災地域、避難所、NTT窓口への特設公衆電話の設置
- オ 伝言取次サービスの実施
- カ 移動無線車、移動電源車、非常用移動電話交換装置、ポータブル衛星装置の出動
- キ 被災した通信設備の応急復旧

3 広報活動

（1）災害時の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用者の制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関の協力、NTT窓口掲示により、次の事項を周知するものとする。

- ア 通信途絶、利用制限の理由とその内容
- イ 災害復旧にとられている措置内容及び復旧見込み
- ウ 利用者に対する協力要請
- エ その他

（2）日常広報

電話帳、ちらし等で災害時における電話の利用を周知する。

（記載内容）

- ア 「大きな災害が発生すると、安否の問い合わせ等で大量に電話がかけられ交換機がさばききれなくなり、通信機能が麻痺状態になるおそれがあります。」
- イ 「電話がかかりにくくなっている場合」は、その旨をガイダンスでお知らせします。
- ウ 「急ぎの電話以外はご遠慮ください。」
- エ 「安否の連絡はできるだけ手短にお願いします。」
- オ 「お見舞いの電話は、しばらく時間をおいてからおかけください。」
- カ 「どなたか1名に連絡がとれたら、そこを起点として被災状況の連絡をとりましょう。」
- キ 「緊急の場合は、公衆電話（グレー、緑）からの通話は優先されます。」

第19節 鉄道施設災害応急対策計画

鉄道輸送において、事故又は車両故障が発生した場合、もっとも安全と認められる方法により、併発事故の防止及び輸送の早期回復を図るため、必要により関係する会社と連携・強調を図り、迅速かつ的確な復旧・応急措置等を行うものとする。

このため、独自の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 災害時の活動体制

社長及び附属機関の長並びに支店長は、重大な災害時には、これに対処するため、災害対策本部を設置するものとする。（防災規定）

また、復旧等処理の円滑化を図るため、対策本部及び現地復旧本部の設置について、運輸部長及び安全推進室長の報告に基づき、鉄道事業本部長が指示するものとする。

（事故等対策規定）

《災害対策本部及び現地復旧本部の設置基準》

第1種体制

名 称	設 置 基 準
対策本部 現地復旧本部	1 乗客に死亡、もしくは10人以上の死傷者が発生した場合 2 10両以上の車両が脱線した場合 3 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

第2種体制

名 称	設 置 基 準
対策本部 現地復旧本部	1 主要本線が3時間以上不通となるおそれのある場合 2 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

2 自衛消防団

災害が発生した場合は原因を調査するとともに、自衛消防団を組織し、通報連絡、消防活動、避難誘導、危険物施設の防護、火災初期の防御に万全を期すものとする。（防災規定）

3 避難誘導等

駅構内、車両等における旅客、公衆等の安全の確保を図るため、その避難、誘導、救護等の処置をとる。避難場所については、南公園を指定する。

4 初期活動

災害が発生し復旧にあたる社員は、人命の救護を第一義とし、負傷者の救出に最善を尽くすものとする。

また、併発事故の防止を図るとともに列車事故に及ぼす損害をできるだけ少なくするため迅速かつ的確に処置をするものとする。

5 応急処置体制

事故を発見した社員は、列車の停止、負傷者の救護等臨機の処置をとるとともに指令及び関係箇所の長に通報をするものとする。

6 非常招集

非常招集は運輸部長または区所長が必要に応じ所属する社員に対し行うものとする。

7 通信連絡

乗務員と輸送指令機関における連絡又は運転の指示、非常通信は、列車及び列車の運行を管理する制御所に設置している列車無線、又は大地震等の災害が発生し、既設の通信設備が使用不能となった場合は、災害用無線を利用して行うものとする。

第20節 医療救護計画

災害時における医療救護活動を円滑に実施するための医療救護計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、市長（市民福祉部保健班：健康推進課）が行い、救助法が適用された場合は北海道知事の委任により市長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部（以降、「日赤道支部」という。）が実施するものとする。

2 医療救護対策

- （1）災害発生により医療救護を必要と認めた場合は、市長は一般社団法人帯広市医師会、災害拠点病院及び北海道に対し、医師、看護師、その他の要員により組織した救護班の出動を要請するとともに救急病院、外科系その他関係病院に負傷者等受入れ体制の確保を要請するものとする。

また、被災の内容により適時、日赤道支部及び関係機関に対して救護班の出動の協力を要請するものとする。

- （2）市長は、負傷者等が多数でた場合には、一般社団法人帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、又は状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、必要に応じて北海道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）出動の協力の要請をするものとする。

- （3）応急救護所は、原則として収容避難所のうち、各地区の中学校を指定するものとする。

3 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について、次により記録しておかなければならない。

- （1）救護班活動状況（様式1）
（2）病院診療所医療実施状況（様式2）

様式1

救護班活動状況

				班長	医師	氏名	⑨
月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2

病院診療所医療実施状況

帯広市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬 点 数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
		月 日							
計 期間	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

4 患者の移送

負傷者等の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院若しくは避難所に移送するものとする。

5 医療機関等の状況

資料編 資料3のとおり

6 医師会等に対する出動要請

（1）市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、災害拠点病院、及び「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、一般社団法人帯広市医師会、一般社団法人十勝歯科医師会及び北海道に対し、救護班の出動要請を行う。

ア 要請内容の事項

- （ア）災害発生の日時、場所、原因及び状況
- （イ）出動の時期及び場所
- （ウ）出動を要請する人員及び資機材
- （エ）その他必要な事項

（2）市長は、災害の状況により、一般社団法人北海道薬剤師会帯広支部長等に対し、出動要請を行うことができる。

7 医療薬品等の確保

保健班における備蓄用品の給与及び市内の医薬品等取扱業者からの調達によるものとするが、市内での調達が困難な場合は、知事に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

第21節 防疫計画

被災地での感染症の発生又はそのまん延を防止するため、防疫班の編成、防疫の方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

道及び市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

（1）北海道

ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づく防疫措置を実施する。

イ 市が実施する防疫に関する業務を指導し、支援し、かつ、その総合調整を行う。

（2）市町村

ア 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置は、市長（市民福祉部保健班）が知事の指示に従い実施する。

イ 市長（市民福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

ウ 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、近隣市町村及び知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとし、保健班長は、防疫実施のため都市環境部（清掃班）の協力を得て処理にあたるものとする。

防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成するものとする。

3 防疫の種別と方法

（1）消毒活動

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを用い1日1回以上実施する。

（2）各世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は次亜塩素酸ナトリウムを用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の消石灰を散布するよう指導する。

イ 水洗トイレは、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。

（3）検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

（4）臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振

興局保健環境部保健行政室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者等の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健行政室と速やかに連携して対応するものとする。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施するものとする。

第22節 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害地における清掃は、市長（都市環境部清掃班）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

2 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理にあたるものとする。

3 応急措置

清掃班は、当面次の計画を立て活動を開始するものとする。

- （1）作業戦力（市職員及び車両、委託業者の作業員及び車両）の掌握と活動計画。
- （2）ごみ、し尿処理施設の使用不能に伴う、復旧工事の完了までの長期にわたる緊急処理方法の決定と地区別臨時処理場等の決定。
- （3）し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）とごみ処理施設（くりりんセンター）等の早期復旧対策。
- （4）ごみ、し尿の収集作業対策に関する市民広報。

4 ごみの収集処理の方法

（1）収 集

- ア 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたるものとする。
- イ 被災地の住民に協力を要請し、台所くず類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。
- ウ 一般のごみはその後に収集するものとする。
- エ 災害の状況により本市清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

（2）処 理

ごみ処理施設（くりりんセンター）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、完全処理が不可能な場合は、一時堆積等の手立てを講じ、後日、処理施設で処理することができる。

5 し尿の収集処理の方法

（1）収 集

- ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にするものとする。
- イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

（2）処 理

ア し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

6 死亡獣畜の処理方法

- （1）死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- （2）所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。
- （3）死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。
- （4）死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

7 清掃等施設状況

（1）ごみ処理・ごみ埋立

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号
くりりんセンター	帯広市西 24 条北 4 丁目	可燃物	焼却	330t/D	37-3550
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311, 200 m ³	37-3550 (くりりんセンター)

（2）し尿処理場

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理能力	電話番号
十勝川流域下水道 浄化センター 浄化槽汚泥等受入施設	帯広市西 18 条北 3 丁目 13	加温消化	130k l /D	33-8662

（3）死亡獣畜取扱場

名 称	所 在 地	処理能力	管理主体	電話番号
十勝化成工場	中札内村元札内東 2 線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121

8 清掃車両保有状況

	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要
直 営	4 台	1 台	—	
委託業者	21 台	10 台	5 台	ごみ委託 5 社、資源委託 6 社 し尿委託 2 社
許可業者	99 台	751 台	32 台	委託業者含む。

第23節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財等の保全保護対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

- （1）市立小中学校及び義務教育学校、並びに高等学校における応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、教育委員会（学校教育部）が行い救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（学校教育部）が行う。
- （2）学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。
- （3）災害時の迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。

2 応急教育対策

（1）休校措置

災害が発生したときは、各学校長は自らの判断又は教育委員会（学校教育部）の指示に基づき、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちに広報車、ラジオ、テレビ等を利用し、児童・生徒に周知徹底させるものとする。

イ 授業開始後の措置

児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

（2）施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の程度により、応急修理ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内運動場等を使用するものとする。

ウ 校舎の大部分、又は全部が使用不能となった場合

（ア）公共施設又は最寄りの学校の校舎を使用するものとする。

（イ）応急仮設校舎の建築を検討するものとする。

（3）教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努めるものとし、授業が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

（ア）教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容や程度が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

（イ）教育の場所が、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び生徒の安全確保に留意する。

（ウ）通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

（エ）学校が避難所に充てられた場合は、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容に

よる授業の効率低下にならないように留意する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

（4）教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は、当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会（学校教育部）に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

（5）学校給食等の措置

ア 給食施設、設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理については、特に留意し食中毒等の事故防止に努めるものとする。

（6）衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施すること。

イ 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。

ウ 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断をすること。

（7）学用品の措置

ア 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、半壊、半焼により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童生徒に対して市長が支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、市長が知事の委任を受けて支給する。

イ 学用品の品目

（ア）教科書及び教材

（イ）文房具

（ウ）通学用品

3 文化財等保全対策

北海道文化財保護条例による文化財及び市の保存文化資料は、生涯学習部がその保全保護にあたるものとする。

指定文化財（帯広市指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
依田勉三直筆の書「留別の詩」	昭和 57 年 1 月 1 日	帯広百年記念館
十勝監獄石油庫	昭和 57 年 1 月 1 日	緑ヶ丘 2 番地（緑ヶ丘公園内）
帯広カムイトウウポポ保存会	昭和 57 年 1 月 1 日	柏林台東町 2 丁目 帯広市生活館
ランダーの油絵	昭和 58 年 3 月 1 日	帯広百年記念館
暁遺跡出土の遺物	昭和 58 年 3 月 1 日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター
八千代A遺跡出土遺物	平成 3 年 11 月 1 日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター

十勝鉄道蒸気機関車4号 及び客車コハ23号	平成6年11月1日	西7条南20丁目 とてっぽ通り
ローブ伝導式手押豆播機	平成9年6月1日	帯広百年記念館
備忘（依田勉三自筆日記）	令和4年10月28日	帯広百年記念館

指定文化財（北海道指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
札内川流域化粧柳自生地	昭和37年3月22日	大正町基線9～10号間地先
大正のカシワ林	昭和43年1月18日	大正町445、446番地
帯広畜産大学農場の構造土 十勝坊主	昭和49年12月6日	川西町西4線17 帯広畜産大学農場

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

（1）学用品の給与状況（様式1）

様式1

学用品の給与状況

帯広市

学校名		学 年	児 童 (生徒) 氏 名	親権者 氏 名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
						教 科 書			そ の 他 学 用 品			
						国語	算数		鉛筆			
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	
	義務教 育学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
2 「給与の内訳」欄には、数量を記入すること。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は、原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（住宅班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 市長（住宅班）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

市長は、必要により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

(ア) 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

(イ) 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

イ 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

ウ 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

エ 建設戸数

道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。

オ 建設型応急住宅の建設地、構造等

(ア) 建設場所は、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(イ) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、

市が設置したものについては、市が管理を行う。

カ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

キ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

（3）住宅の応急修理

ア 対象者

災害により住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者であること。また、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

ウ 修理の範囲と費用

（ア）修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

（イ）費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 平常時の規制の適用除外措置

道及び市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

4 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録業者から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくなければならない。

（1）応急仮設住宅台帳（様式1）

（2）住宅応急修理記録簿（様式2）

6 公営住宅等の斡旋

市は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にも斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しているが応急対策をすれば居住を継続できる住宅に対し、応急修繕を推進するものとする。

様式1

応急仮設住宅台帳

帯広市

応急仮 設住宅 番 号	世帯主 氏 名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月 日	竣工 月 日	入居 月 日	実支 出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有償無償の別を明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式2

住宅応急修理記録簿

帯広市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備 考
		月 日	円	
計	世帯			

注) 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第25節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

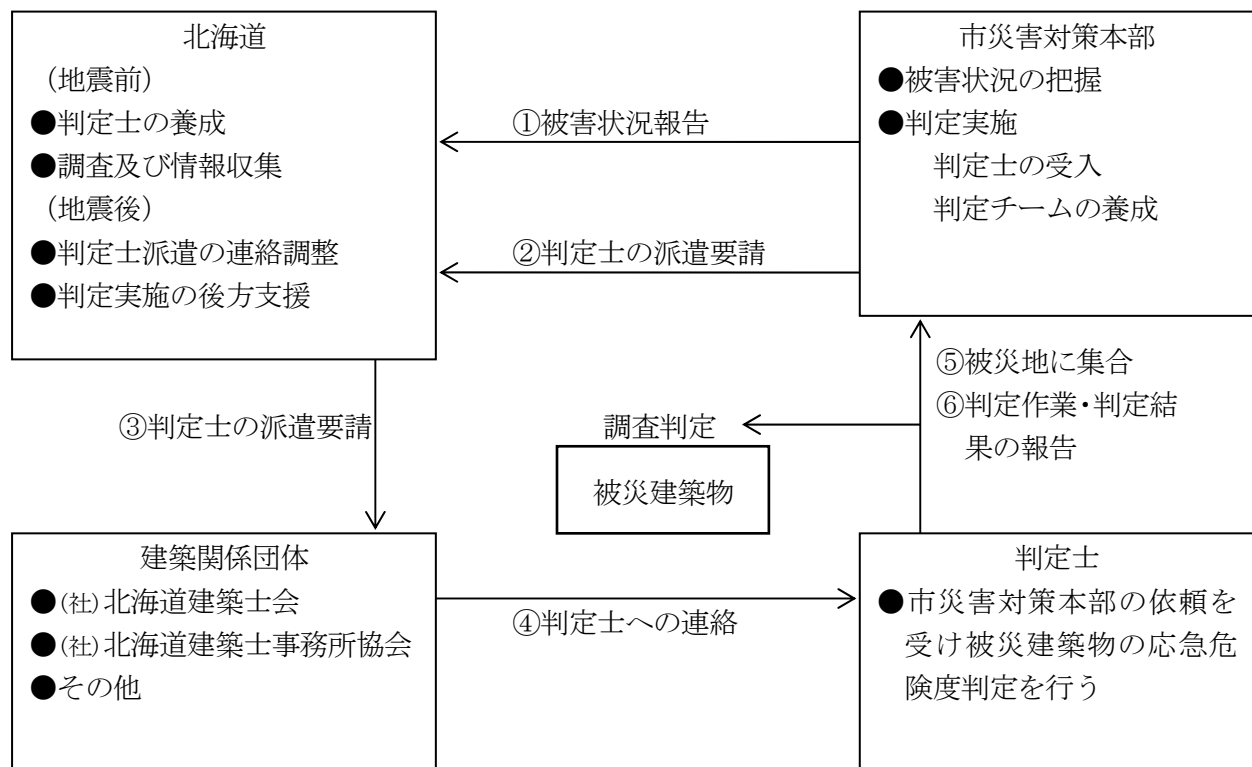
1 応急危険度判定の活動体制

- （1）帯広市は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施するものとする。
- （2）家屋の被害判定調査により判定された建築物については、損傷状況等を調査し、解体等の要否を判定するものとする。

2 応急危険度判定士の確保

帯広市は、北海道及び関係機関と相互に緊密な連携と協力を図り、応急危険度判定士の活動が円滑に行われるよう実施体制の整備を行うものとする。

3 応急危険度判定制度の仕組み



4 応急危険度判定の基本的事項

（1）判定対象物建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

（2）判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行うものとする。

（3）判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付するものとする。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

（4）判定の効力

行政機関による情報の提供である。

（5）判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合或いは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

5 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、道は、市と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第26節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被災の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し、宅地判定士の派遣等の支援を要請するものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規則法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険判定を行い、判定結果を表示する。

- （1）「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- （2）宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- （3）判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、都市環境部に置き、次の業務を行う。

- （1）宅地に係る被害情報の収集
- （2）判定実施計画の作成
- （3）宅地判定士・判定調査委員の受入れ及び組織編制
- （4）判定実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- （5）判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索、遺体に関する処理及び遺体の応急的な埋葬の実施に関する計画については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民福祉部第2救護班：生活支援第1、第2課）が行うほか警察官が実施する。

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとし、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委任を受けた日赤道支部が行うものとする。

2 実施方法

（1）行方不明者の搜索

ア 搜索の対象

行方不明の状態にある者で周囲の事情から既に死亡していると推定される者

イ 搜索の実施

市民福祉部長は、消防機関及び警察官の協力により搜索隊を編成し実施し、被災の状況によっては、関係機関及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 搜索の方法及び期間

行方不明者の人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報入手に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に行い、人道上の立場から解決するまで搜索を行うものとする。

エ 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに関係機関に通知するものとする。

（2）遺体の收容処理

ア 対象者

災害により死亡し、又は遺体で発見されたものをいう。

イ 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

（ア）身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

（イ）身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を講じ、一時的な保管をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ 遺体の收容

身元識別に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ收容安置するものとする。適当な既存建物がない場合は、テント等を設置して遺体の收容所とする。

（3）遺体の埋葬

ア 対象者

災害の混乱の際に死亡した者で、災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合

イ 埋葬の方法

（ア）市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付を

もって行うものとする。

（イ）身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とするものとする。

（ウ）市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

（4）平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

3 火葬場の状況

火 葬 場	所 在 地	炉数	電 話 番 号
帯広市火葬場	帯広市川西町西2線25番地13	6基	59-2355

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 遺体の搜索等の記録

遺体搜索、死体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

- （1）遺体搜索状況（様式1）
- （2）遺体処理台帳（様式2）
- （3）埋葬台帳（様式3）

様式1

遺 体 搜 索 状 況

帯広市

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者 管理者名		

（注）搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2

遺 体 処 理 台 帳

帯広市

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
計		人									

様式3

埋 葬 台 帳

帯広市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏名	年齢	死 亡 者 と の 関 係	氏名	棺	埋葬料又は 火葬料	骨箱	計	
計		人								

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬料を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第28節 広域応援・受援計画

地震災害時において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

市及び消防機関

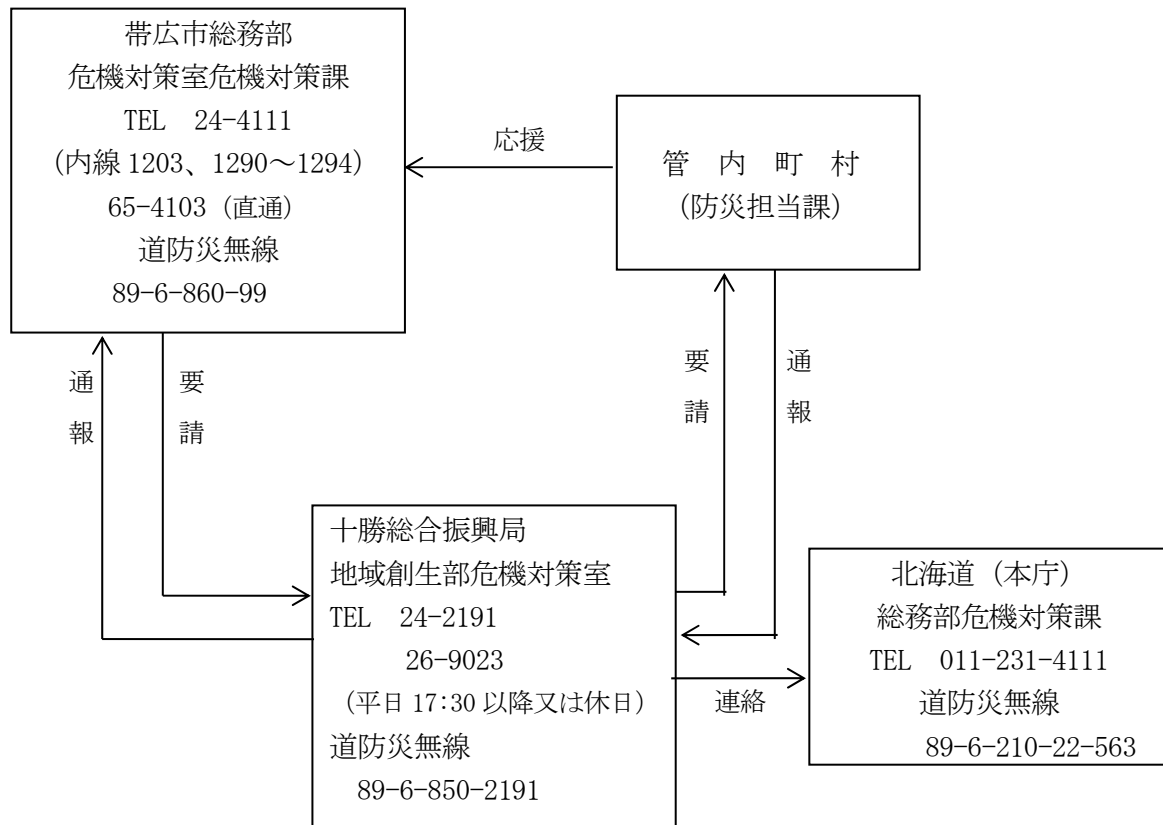
2 実施内容

（1）市町村間の応援・受援の実施

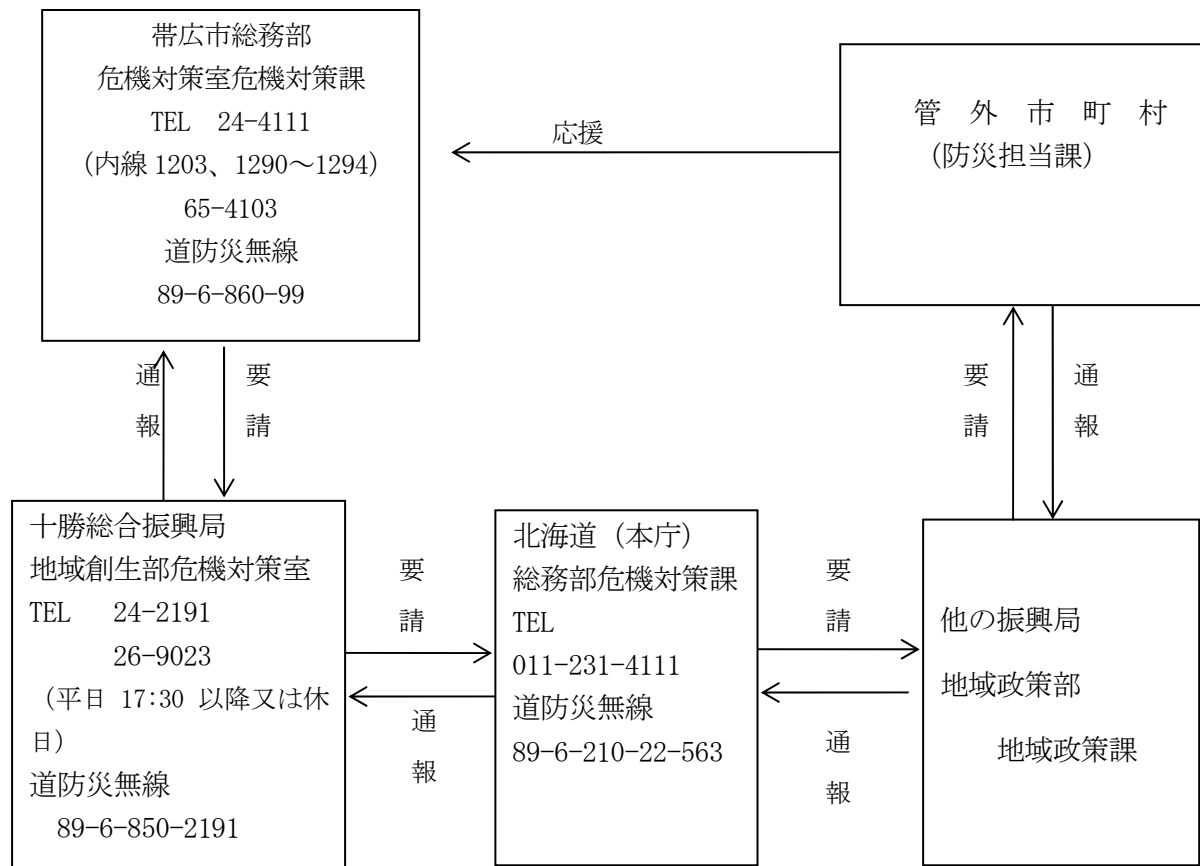
- ア 道内の市町村における大規模災害時に、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき応援・受援の実施を図る。
- イ 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長）に対し、応援を求めるものとする。
- ウ 市長は、道内の被災市町村長及び知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合において、正当な理由がない限り、応援を拒んではないものとする。

応援要請の区分及び連絡系統図

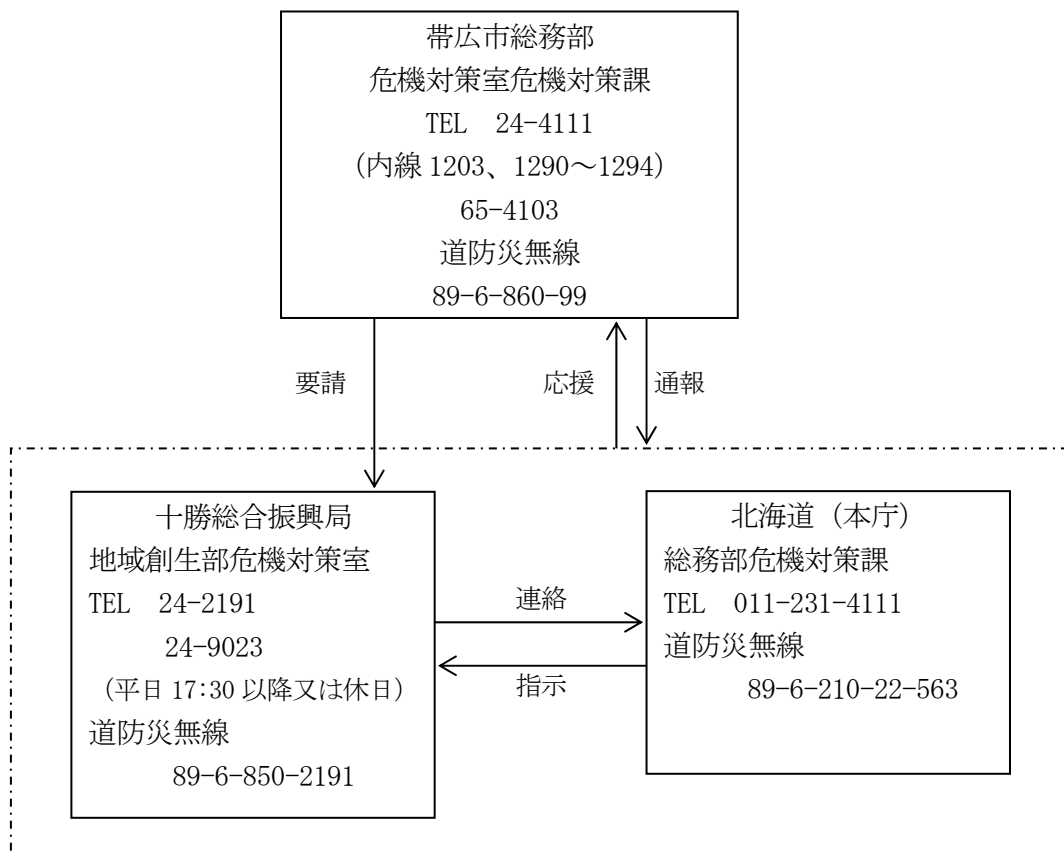
第1要請 要請市町村が当該振興局地域内の市町村に対して行う応援要請



第2要請 要請市町村が他の総合振興局地域の市町村に対して行う応援要請



第3要請 要請市町村が北海道知事（十勝総合振興局長）に対して行う応援要請



エ 応援(受援)の種類については下記のとおりとする。

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (イ) 被害者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- (ウ) 災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (エ) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (オ) 被害者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (カ) その他、特に要請のあった事項

オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施

この協定は、道東地域の大規模災害時において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。

(2) 知事に対する応援要請等

- ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。
- イ 市長は、知事が、災害発生都府県知事又は、内閣総理大臣から他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

(3) 消防機関

- ア 消防機関は、大規模災害時に、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道などに応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、市は道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。
- ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第29節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊への派遣要請は、この計画の定めるところによる。

1 災害時派遣要請基準

- （1）人命救助のために必要とする場合
- （2）災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- （3）大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- （4）救援物資の輸送のため必要とする場合
- （5）主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- （6）応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

（1）派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、知事（十勝総合振興局長）に対して要求する。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

また、人命の緊急救助に関し、知事（十勝総合振興局長）に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶などにより知事（十勝総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、事後速やかに必要事項を記載した文書を知事（十勝総合振興局長）に提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項

（2）担当の対策部班及び要請先

- ア 自衛隊の災害派遣要請は、本部長が行う。
- イ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室に派遣の要請を依頼する。

3 災害派遣部隊の受入体制

（1）受入れ準備の確立

十勝総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。

イ 連絡職員の氏名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたるものとする。

ウ 作業計画樹立及び資機材等の保管場所等の準備

担当部班は受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をとるものとする。

- （ア）応援を求める作業の内容

- （イ）所要人員
- （ウ）資機材等の確保
- （エ）派遣部隊の車両、資機材等の保管場所等の準備
- （オ）派遣部隊の滞留場所
- （2）派遣部隊到着後の措置
 - ア 派遣部隊との活動計画等の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。
 - イ 知事（十勝総合振興局長）への報告

総務部総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告するものとする。

 - （ア）派遣部隊の長の官職名
 - （イ）隊員数
 - （ウ）到着日時
 - （エ）従事している活動内容及び進捗状況
 - （オ）その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、撤収要請を行なうものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で要求し、その後に文書を提出するものとする。

5 経費負担等

- （1）次の費用は、帯広市が負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ し尿処理料
- （2）その他必要な経費については、自衛隊及び帯広市において協議のうえ定めるものとする。
- （3）派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

第30節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための帯広市社会福祉協議会、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。

1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。

2 ボランティア団体等の協力

市（市民福祉部第1救護班）及び防災関係機関は、帯広市社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策等の実施について協力を受けるものとする。なお、災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「帯広市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、帯広市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、帯広市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。

3 ボランティアの受入

市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

4 ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動の主な内容は次のとおりとする。

なお、ボランティアの登録は災害ボランティアセンターで行い、災害ボランティアセンターによるボランティアの派遣は一般ボランティアを基本とし、専門ボランティアについては市災害対策本部と連携を取りながら調整を行う。

（1）一般ボランティア

- ア 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完
- イ 給水や給食等避難所での被災者支援
- ウ 救援物資の整理・配送
- エ 清掃及び防疫の補助
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- カ 災害応急対策事務の補助

（2）専門ボランティア

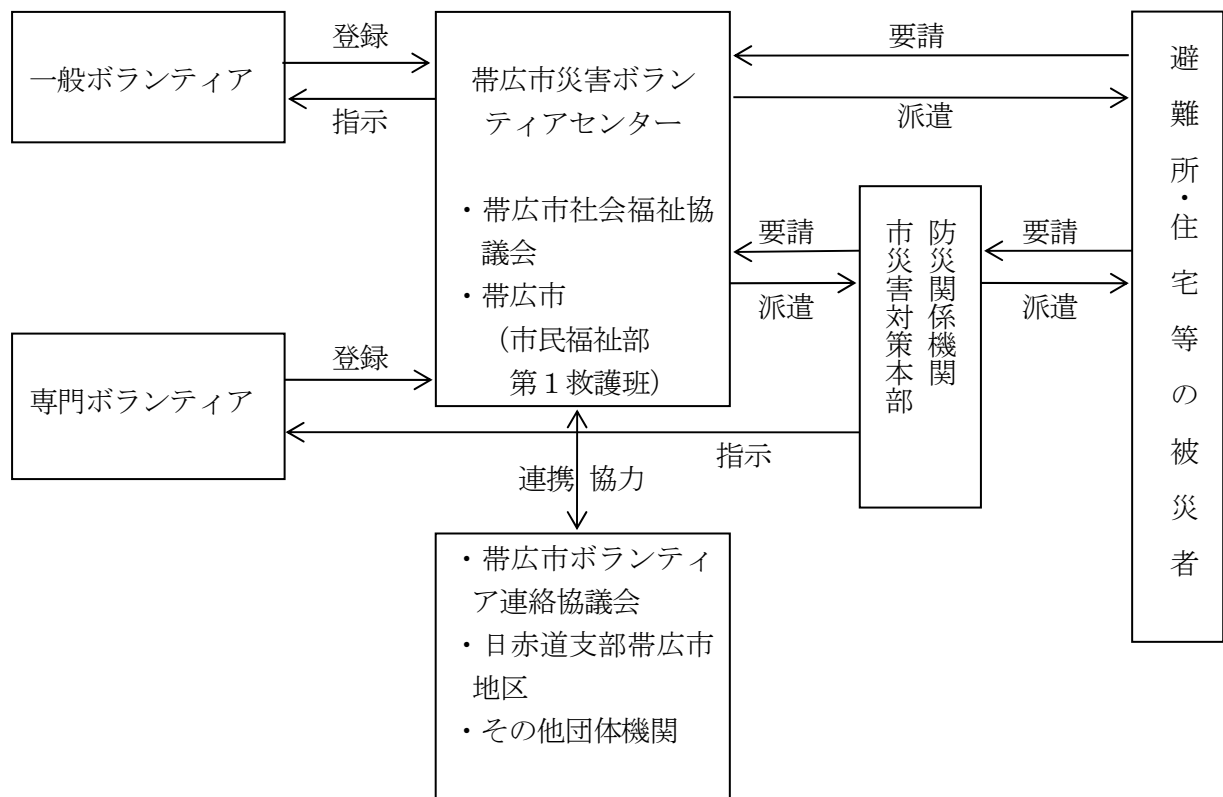
- ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動
- イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の要配慮者対応
- ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動
- エ 被災建築物の応急危険度判定

5 ボランティア活動の環境整備

市（市民福祉部第1救護班）及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時においては、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ的確に行われるよう、災害ボランティアセンターの円滑な運営に努めるものとする。

受 入 体 系 図



第3 1 節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

（1）北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施するものとする。

（2）市町村

市長は、知事が行う応急救助活動を補助するものとし、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

（1）災害が発生した場合

本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の災害時において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

（2）災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 災害救助法の適用手続

（1）市町村

ア 市長は、本市の地域における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長（以下「総合振興局長」という。）に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助のいとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

（2）総合振興局

総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

（3）北海道

知事は、総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

（1）救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げ

る救助の実施については、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

（1）災害が発生した場合

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定：市町村 設置：道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班：道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
被災者の救助	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村

被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	市町村
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	市町村
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	市町村
遺体の搜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する	市町村
遺体の処理	災害の犠牲者死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	市町村・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態であり、自力では当該障害物を除去できない者	市町村

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の

収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

（2）救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ災害救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

別紙1

適 用 基 準				摘 要
被害区分 市の人口	市単独の場合	被害額が相当広範囲な場合(全道で 2500 世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した場合	1. 住家被害の判定基準 ・滅失…全壊、全焼、流出 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼…2 世帯で滅失 1 世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの ・床上浸水…3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの 2. 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
100,000 人以上 300,000 人未満	100	50	帯広市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	

第3 2 節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与え
るとされる障害物の除去については、この計画で定めるところによる。

1 実施責任

- （1）障害物の除去は、市長（都市環境部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- （2）道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれがある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする
- （3）軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- （1）住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とするとき。
- （2）障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- （3）河川における障害物の除去は、河川の流れを良くし、溢水の防止し、又は海岸の決壊を防止するため必要なとき。
- （4）その他公共的立場から除去を必要とされるとき。

3 障害物除去の方法

- （1）実施責任者は、自ら応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て、速やかに障害物の除去するものとする。
- （2）障害物除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所

- （1）除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- （2）北海道財務局、道および市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。
- （3）工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第33節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

（1）北海道

ア 十勝総合振興局長は、帯広市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

（2）帯広市（都市環境部環境保全班）

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 飼養動物の取扱い

（1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（2）災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

（3）災害時において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震による災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 林地荒廃防止施設災
- ウ 道路
- エ 地すべり防止施設
- オ 下水道
- カ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、おおむね別表のとおりである。

4 激甚災害

著しい激甚の災害時は、被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助金
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	国、道、 市町村	堤防、護岸、水制、床止	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	標準税収入と 対比して算定 する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤 を含む。）	道施行1カ所60万円	〃
	地すべり 防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水 施設、擁壁、ダム等	国 その都度決定する。 道施行1カ所120万円以上	〃
	急傾斜地 崩壊防止 施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある 擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、 市町村	橋梁、側溝、暗渠、路面、肩道路、 渡船場	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	港湾	〃	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外かく施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）等	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	漁港	国、道、 市町村	水域施設、外かく施設、係留施設、 輸送施設	国施行1カ所500万円以上 道施行1カ所120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	下水道	道、市町 村	公共下水道、流域下水道、都市下 水路	道施行120万円以上 市町村施行1カ所60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園、特定地区公園（カント リーパーク）の街路・広場、修景 施設、保護施設、運動施設等	〃	〃

第4章(災害復旧計画)

空港整備法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常）、8/10～10/1
	農業用施設	道、市町村、土地改良区等	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用施設、農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10
	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	災害関連農村生活環境施設	市町村、土地改良区等	農地等の災害と同一の災害により被災した集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設	1カ所	1/2
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	1カ所 40万円以上	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の付属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の共用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃

	堆積土砂 排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が、3万m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
簡易水道 施設災害 復旧費補 助金交付 要綱	簡易水道	市町村	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、排水施設	市施行 100万円以上 町村施行 50万円以上	1/2
	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
活動火山 対策特別 措置法 都市局所 降灰除去 事業費補 助金交付 要綱	下水道	市町村	公共下水道並びに都市下水路の配水管及び配水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	都市排水 路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		1/2

4 激甚災害

著しい激甚の災害時は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護支援

災害時において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。

1 罹災証明書の交付

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、罹災証明書の交付を行う。

(1) 実施責任者

罹災証明は、市長(政策推進部家屋調査第1班)が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、とちぎ広域消防局長が行う。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。

(3) 罹災証明書の交付

災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者等からの申請により、遅滞なく交付するものとする。

(4) 被害家屋の判定基準

被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号)」に基づき行なうものとする。

判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(5) 広報

罹災証明の受付・交付窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
② 生年月日	
③ 性別	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続におけ

⑥ 援護の実施の状況	る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
⑧ 電話番号その他の連絡先	
⑨ 世帯の構成	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
⑩ 罹災証明書の交付の状況	

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に係る事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第3節2に準じる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

施設等の整備については、第2章第2節に準じて行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の管制により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法については、次のとおり定める。

1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、地震の災害対策の円滑な実施を確保するものとする。

2 避難場所の整備

一時避難場所となる近隣公園においては、規模に応じた施設・設備等を推進するものとする。

3 避難路の整備

避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備を推進するものとする。

4 消防用施設の整備

発災後予想される火災から市民の生命・身体及び財産を守るため、消防水利施設及び消防・救急救助用資機材の整備を推進するものとする。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進するものとする。

6 通信施設の整備

市その他防災関係機関は、第3章第2節の定める情報の収集・伝達に従い、現在、設置している無線の通信施設の拡充・強化及び更新等に努め、円滑な情報伝達体制が確保できるよう整備することを推進するものとする。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 避難の確保

(1) 避難計画の作成

市は避難対象地区別に次の事項を明らかにした避難計画を作成し、関係地区住民にあらかじめ十分周知するものとする。

また、各種防災施設の整備等の状況、又は防災訓練などによる検証を通じて、避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所に至る経路

エ 避難指示の伝達方法

オ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

カ その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車使用禁止等)

(2) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、災害時の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(3) 避難指示の発令

市長は次の点に留意し、発令基準を定め、適切に避難指示を行うものとする。

ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき。

(4) 避難場所の指定

ア 市は耐震性に配慮し、原則として高齢者、子ども、病人、障害者等の要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

イ 市は高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定にあたっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで、建築物を避難場所に指定するとともに、いわゆる人工高台の整備等を進めるものとする。

(5) 避難場所の維持・運営

ア 市は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 市は避難場所への災害情報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。

2 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 市が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 市は上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

3 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。また、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別計画等を作成し、避難の支援に努めるものとする。さらに、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 市はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 地震が発生した場合、市町村は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

4 避難誘導等

- (1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (2) 市はあらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 市は避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

5 意識の普及啓発等

市は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップ等を作成・変更し、広報紙や帯広市ホームページ(SNS含む)、防災出前講座などの様々な媒体・機会を通じて周知を行う。

6 消防機関等の活動

(1) 市の措置

市は消防機関が災害からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 情報的的確な収集及び伝達
- イ 救助・救急
- ウ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保等

7 水防管理団体等の措置

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

8 電気、ガス、通信、放送関係

(1) 電気

- ア 夜間の避難時の照明や冬季の暖房の電力確保等が重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。
- イ 指定公共機関である北海道電力ネットワーク株式会社道東統括拠点が行う措置は、別に定めるところによる。

(2) ガス

- ア ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- イ 指定地方公共機関である帯広ガス株式会社などガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。

(3) 通信

- ア 電気通信事業者は、災害情報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保(非常用電源を含む。)、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社北海道東支店が行う措置は、別に定めるところによる。

(4) 放送

- ア 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- イ 放送事業者は、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等、居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- ウ 放送事業者は、地震等に伴う避難指示等について市から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- エ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、災害情報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。
- オ 指定公共機関である日本放送協会帯広放送局、並びに指定地方公共機関である北海道放送株式会社帯広放送局、同札幌テレビ放送株式会社帯広放送局、同北海道テレビ株式会社帯広支社、及び同北海道文化放送株式会社帯広支社が行う措置は、別に定めるところによる。

9 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第13節から18節に準ずる。

10 交通対策

(1) 道路

- ア 北海道警察及び道路管理者は、避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- イ 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車等の乗客や駅、空港のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

1.1 市自らが管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 災害情報等の入場者等への伝達

なお、伝達方法等については、次の事項に留意するものとする。

- a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。
- b 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 消防用設備の点検、整備

(カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(キ) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

イ 個別事項

(ア) 学校等にあつては、次の措置をするものとする。

- a 学校等が、市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- b 特別支援学級などで保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- c 市から災害時の避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

(ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又は現地本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

12 迅速な救助

- (1) 市は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。消防関係機関等による迅速かつ適切な救助・救急活動の体制は、別に定めるところとする。
- (2) 市は、道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。
- (3) 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・消防団の充実を図る。消防団の充実に関する計画は、別に定めるところとする。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

（1）物資等の調達手配

ア 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保を行うものとする。

イ 市は道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体及び観光客等に対する応急救護及び地震発生後に被災した者に対する、救護のために必要な物資等の供給を要請することができる。

（2）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、帯広市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 物資の備蓄・調達

物資の備蓄・調達については、防災資機材等整備基準に基づき計画的に整備・管理を行うほか、帯広市地域防災計画（地震災害対策編）第2章第5節に定めるところとする。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

1 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容について、帯広市ホームページや帯広市公式 SNS、緊急情報一斉伝達システム等の手段を通じて周知を行う。

2 注意を呼びかける期間

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

3 市の取るべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市民等に対し、日ごろからの地震への備えの再確認等、地震への警戒意識を高めることを呼びかける。

（後発地震に対して注意する措置）

ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等、日ごろからの地震の備えの再確認

イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品などの再確認

第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達にかかる防災訓練を、第2章第4節に準じて実施するものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 市職員等に関する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及・啓発を行うものとする。防災知識の普及・啓発は、各部、各室、各課、各機関に行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取り組むべき行動

2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確に判断に基づいた行動ができるよう、広報紙や帯広市ホームページ等を通じて発信するほか、防災出前講座や防災訓練等の機会を通じて、特に次の内容について啓発を図るものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対応等の内容
- キ 帯広市における急傾斜地崩壊危険箇所等
- ク 帯広市における避難場所等に関する知識
- カ 市民等自らが実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法